

パラグアイ職業訓練センター

実施協議チーム調査報告書

昭和53年5月

国際協力事業団

ER  
78

国際協力事業団	
納入 月日 '84. 3. 30	708
登録No. 02259	21.3 SDC

## は し が き

パラグアイ共和国政府は、社会基盤の整備、拡充を重点政策とし、各種開発事業を積極的に推進中であるが、これら事業の実施に必要な人材が不足しているため、技能労働者の養成確保が急がれている。

国際協力事業団は、昭和51年2月に事前調査団、同年12月及び昭和52年5月に専門家チームを派遣し、今後それら調査結果を基に労働省海外技術協力室室長補佐志賀昭二氏を団長とする4名の実施協議チームを現地に派遣した。同チームは、昭和53年2月12日から18日間に亘り派遣されたが、その間パラグアイ関係当局と協力実施に係る具体的事項について討議しその結果、「パラグアイ職業訓練センターに対する技術協力に関する討議議事録(R/D)及び暫定スケジュール(T/S)」に署名した。

本報告書は、実施協議チームの現地における調査並びに討議事項をとりまとめたものである。

また、本プロジェクト施設建設並びに一部機材について、無償協力が決定されたので、建物平面図及び無償機材リスト等を加筆した。

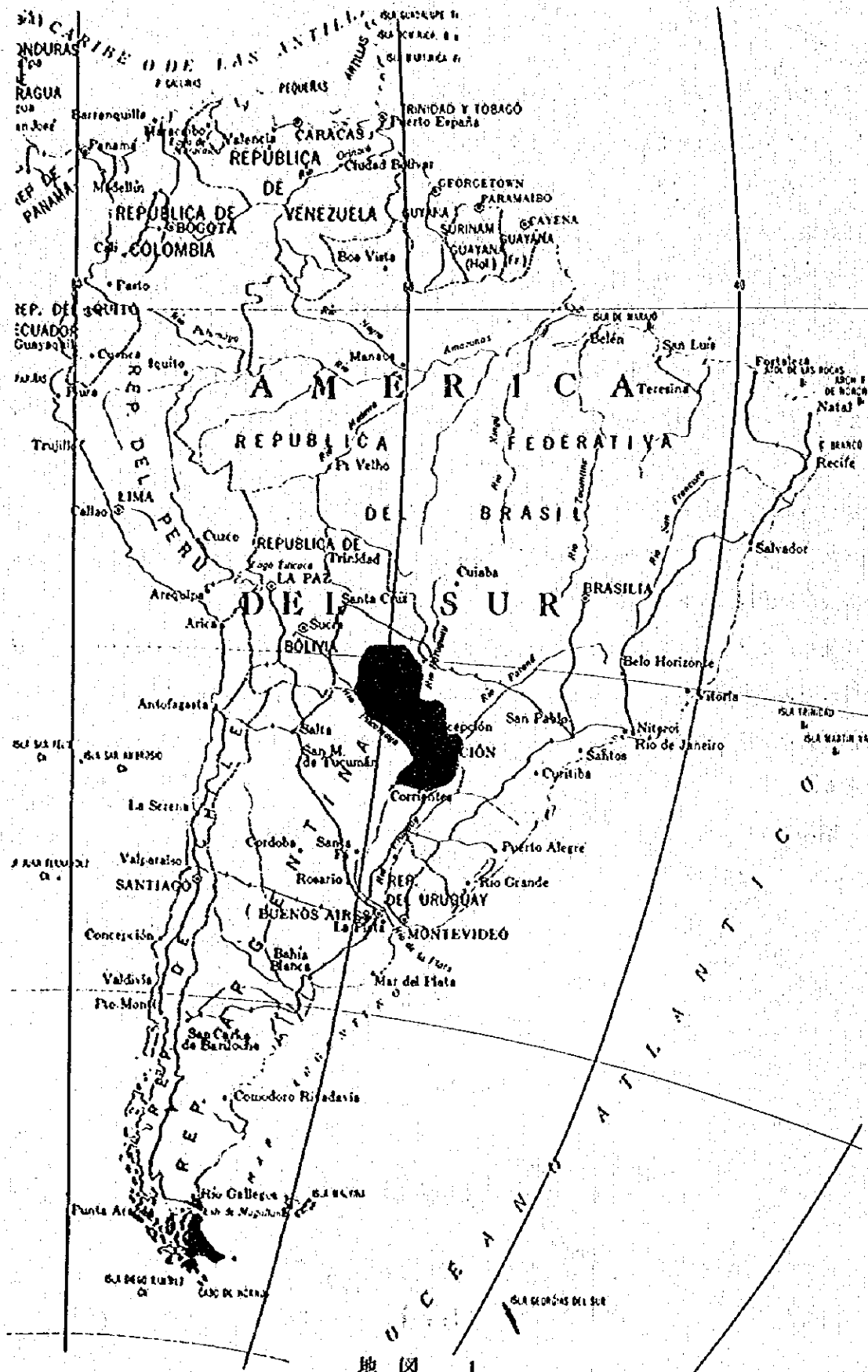
最後に、本プロジェクトに対する技術協力が実現することを至上の喜びとするとともに、志賀団長はじめ団員の方々のご協力ならびに外務省、労働省及び現地での調査活動を進めるにあたって、絶大な御協力を賜わった在パラグアイ日本国大使館の方々に対して深甚の謝意を表する次第である。

昭和53年5月

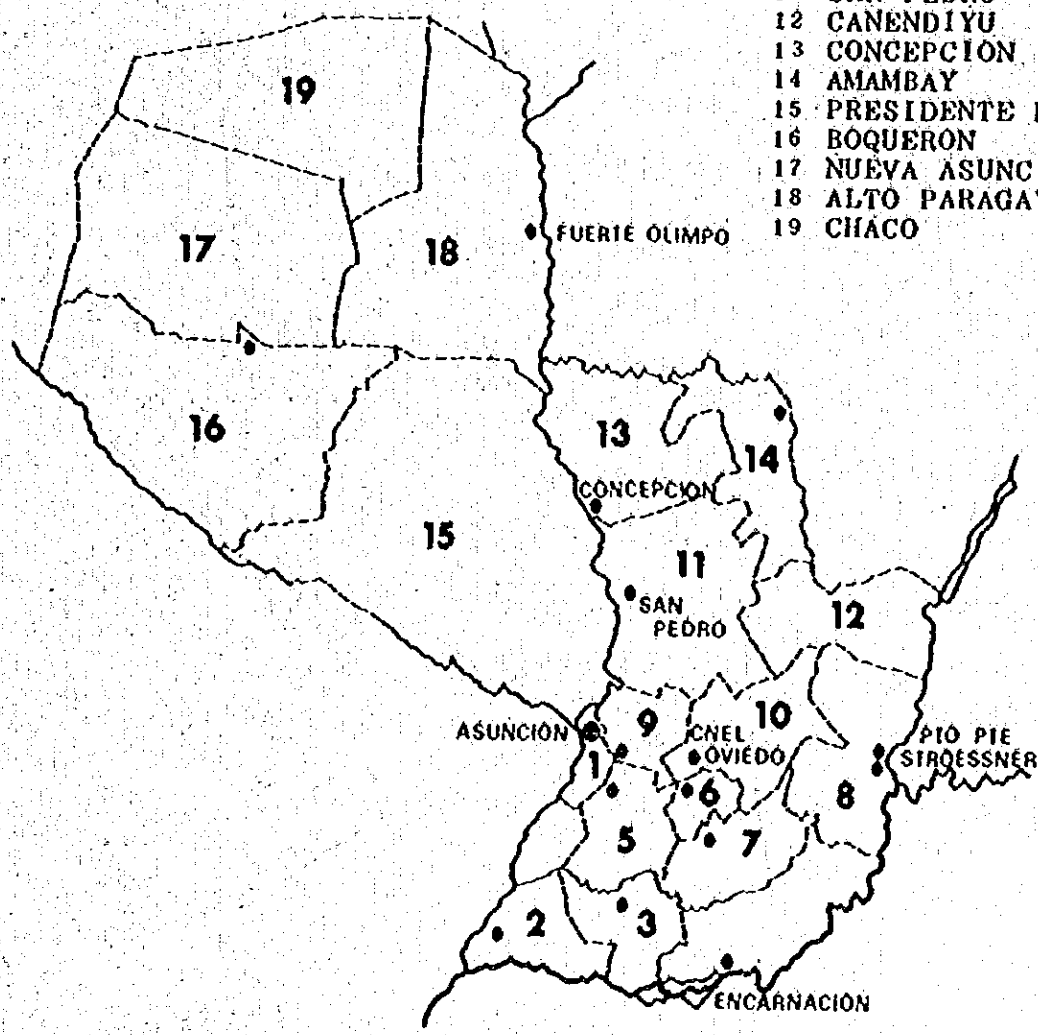
国際協力事業団

社会開発協力部長

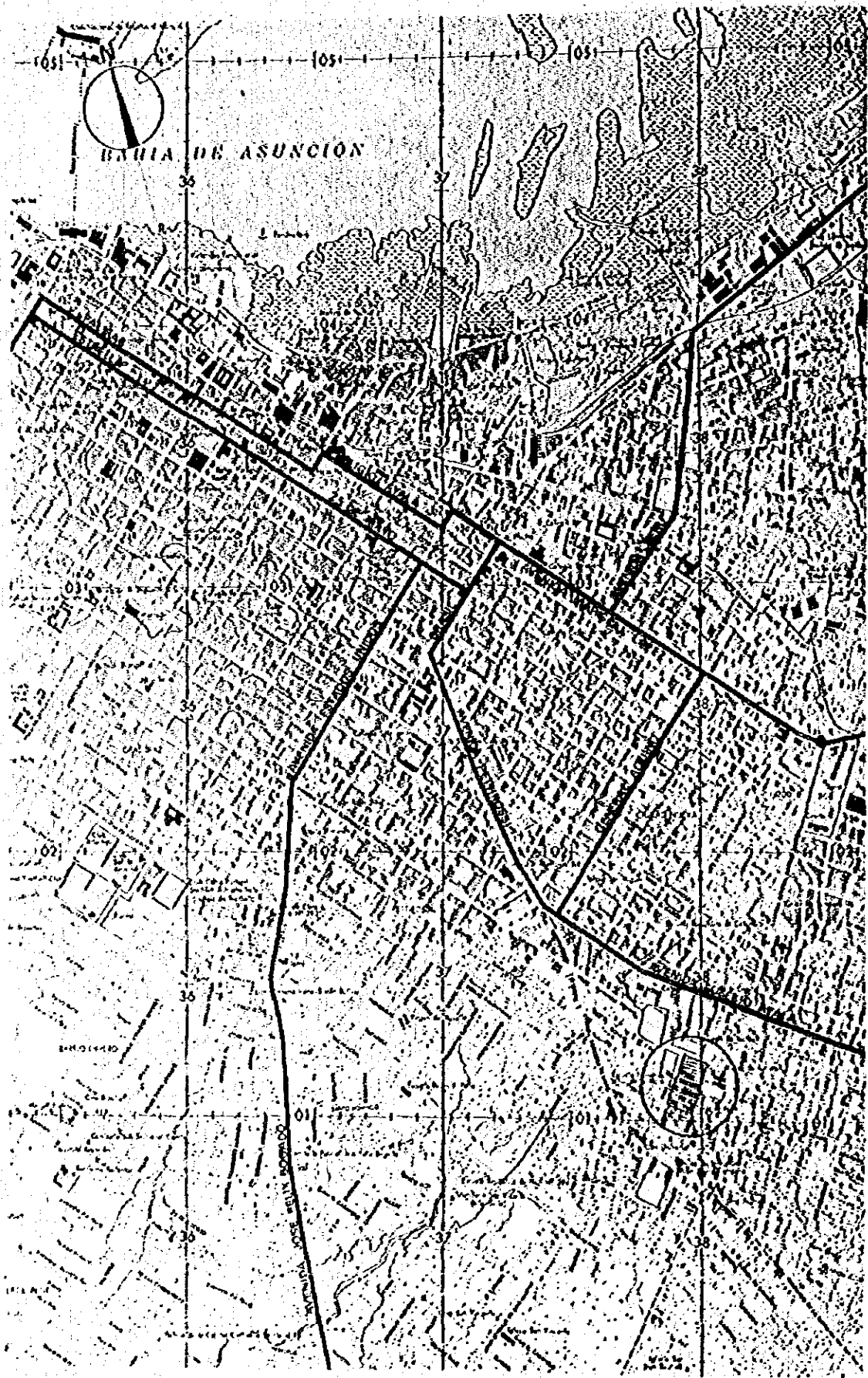
広 田 孝 夫



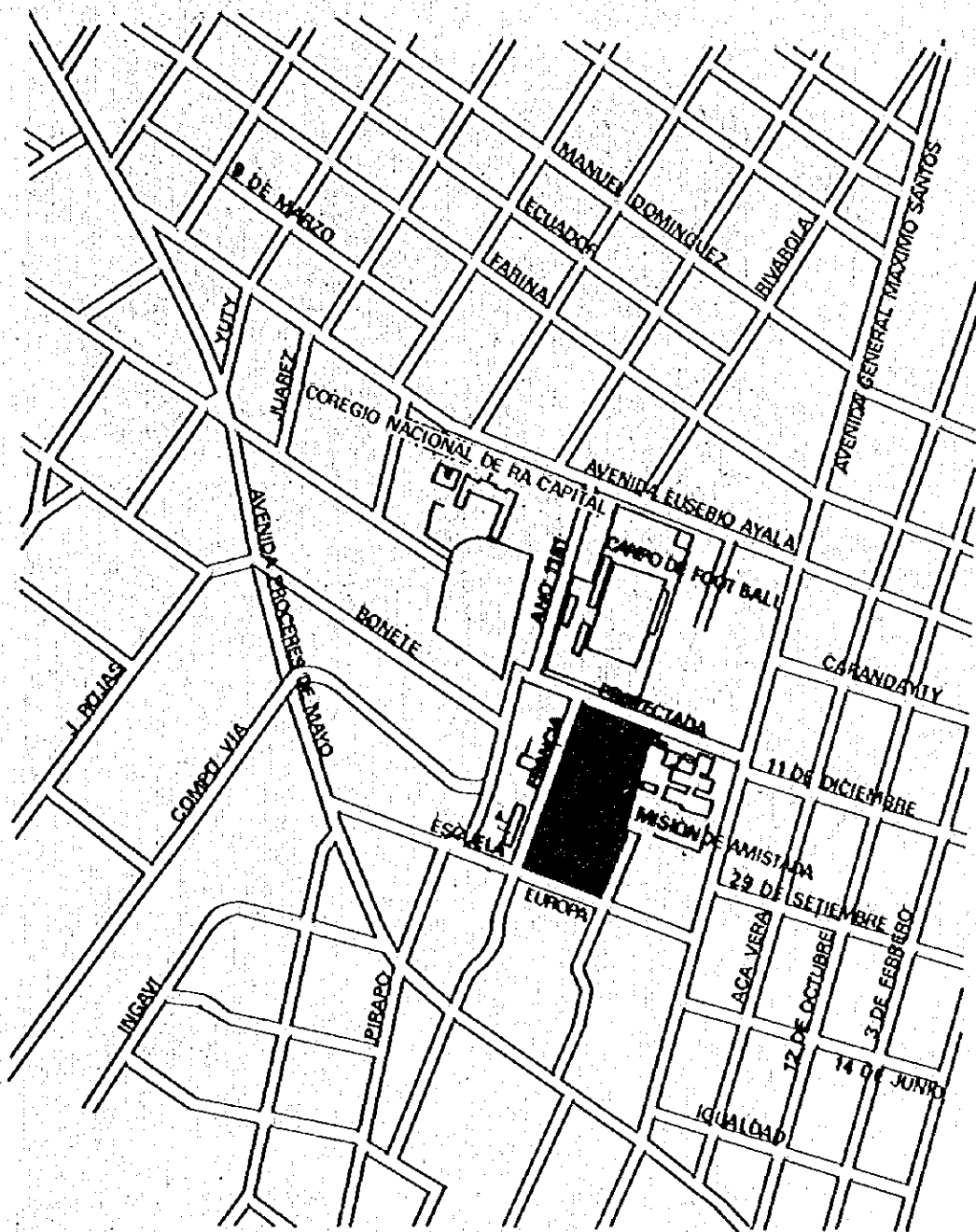
- 1 CENTRAL
- 2 NEEMBUCU
- 3 MISIONES
- 4 ITAPUA
- 5 PARAGUARI
- 6 GUAIRA
- 7 CAAZAPA
- 8 ALTO PARANA
- 9 CORDILLERA
- 10 CAAGUAZU
- 11 SAN PEDRO
- 12 CANENDIYU
- 13 CONCEPCION
- 14 AMAMBAY
- 15 PRESIDENTE HAYES
- 16 BOQUERON
- 17 NUEVA ASUNCION
- 18 ALTO PARAGAY
- 19 CHACO



パラグアイ国行政区分



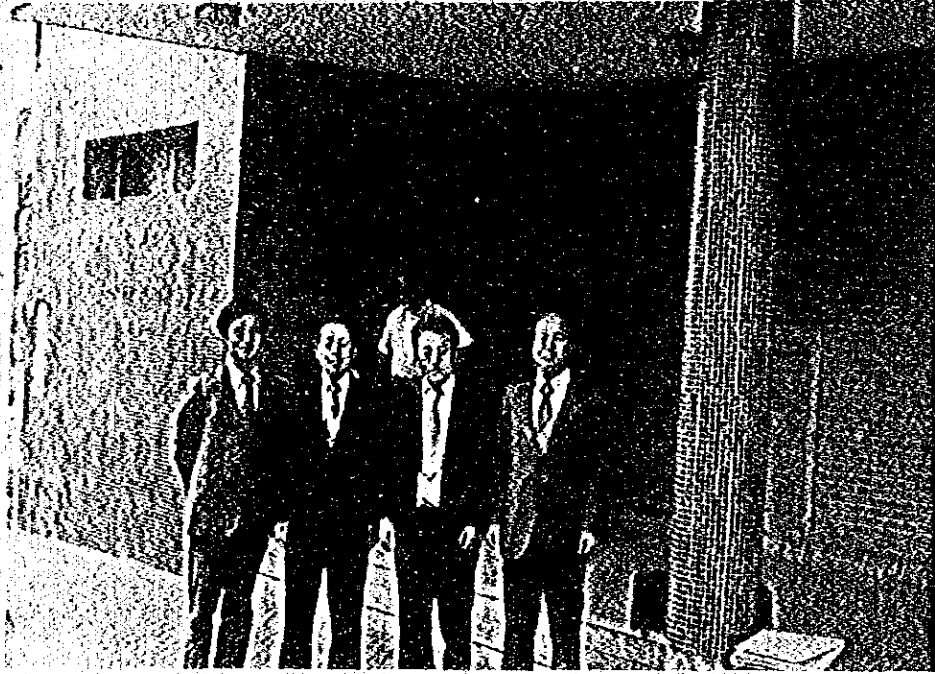
地图 3



建設予定地

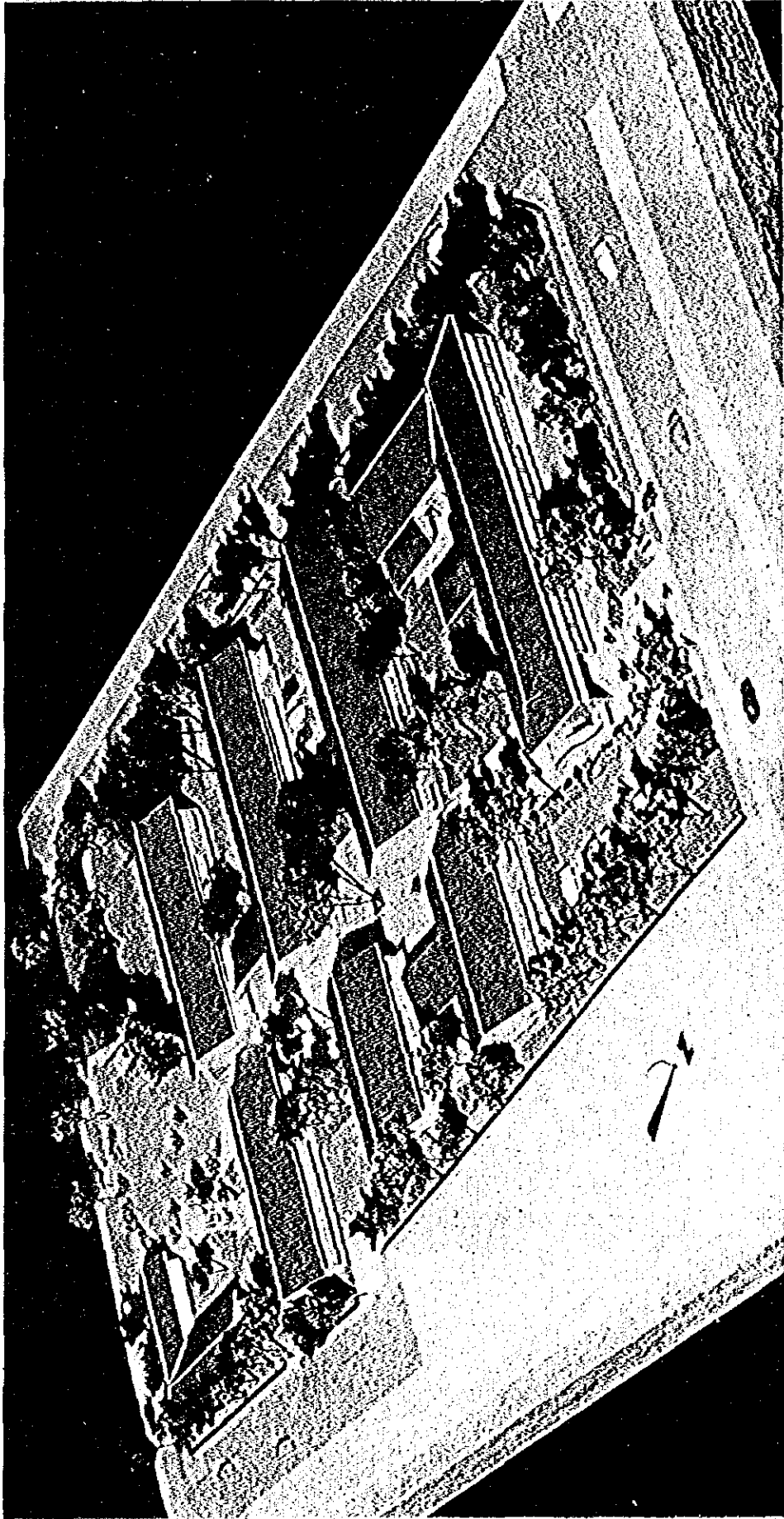
小文教地区

実施協議チームメンバー

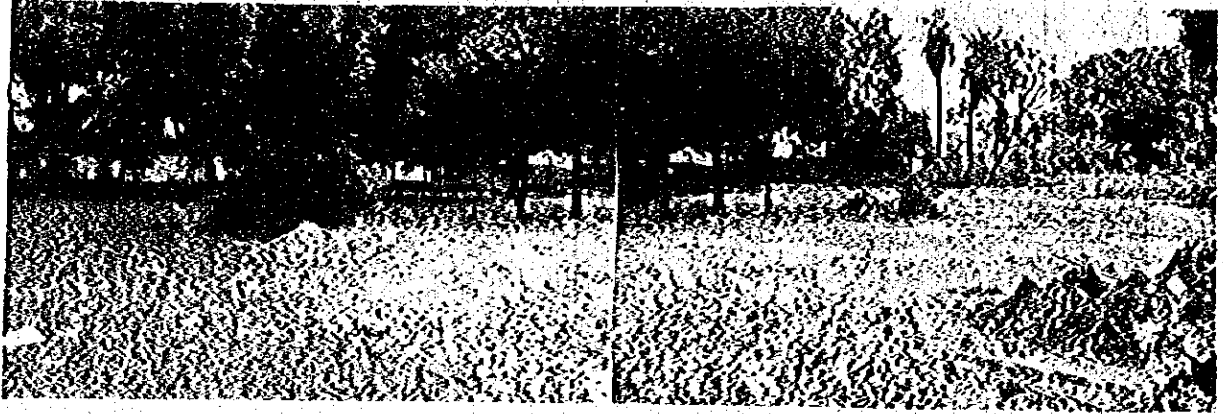


丸	高	志	萩
島	島	賀	原
団	団	団	団
員	員	長	員

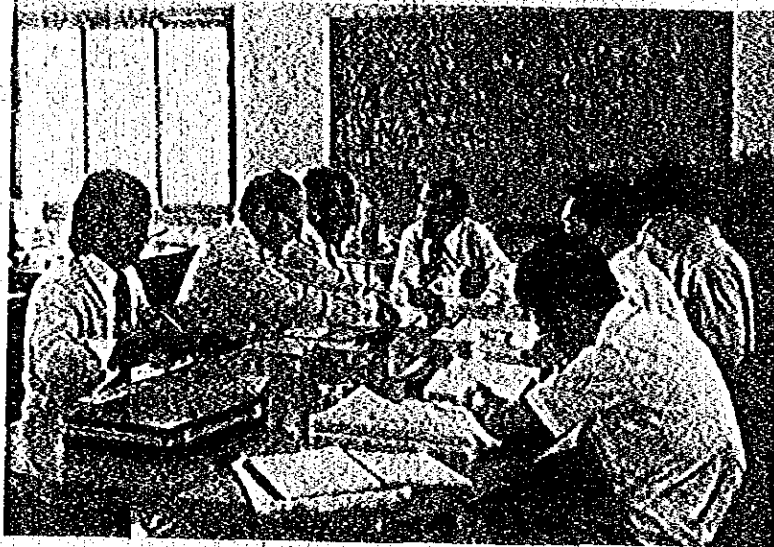




パラグワイ職業訓練センター模型写真



パラグアイ職業訓練センター建設用地



パラグアイ文部省  
関係者との意見交  
換。



カウンターパート  
との打合せ。

討議事録の署名

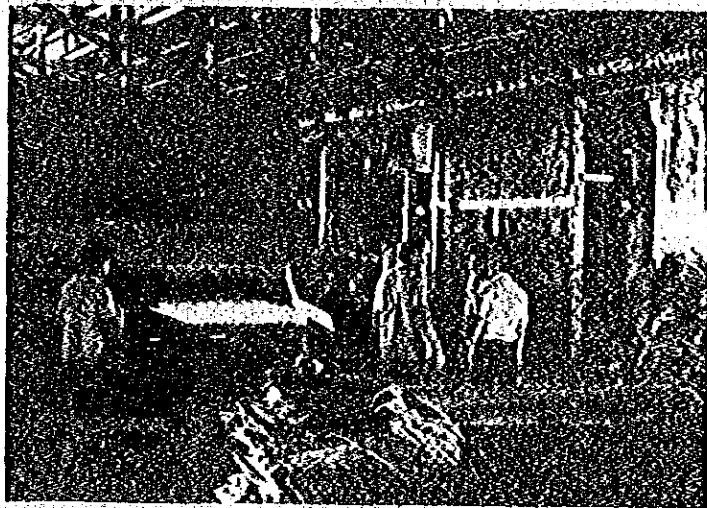


ベリニャ 文部大臣  
通 訳  
浅羽大使  
志賀团长  
ベリニャ部長

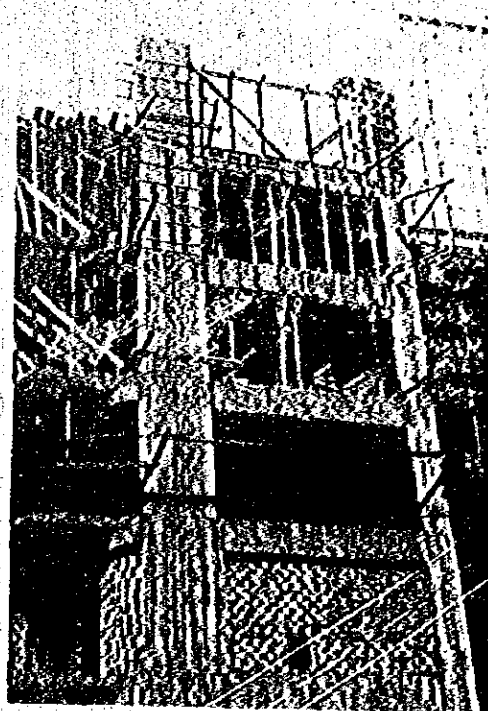




トヨタ自動車の  
企業内訓練（教室）

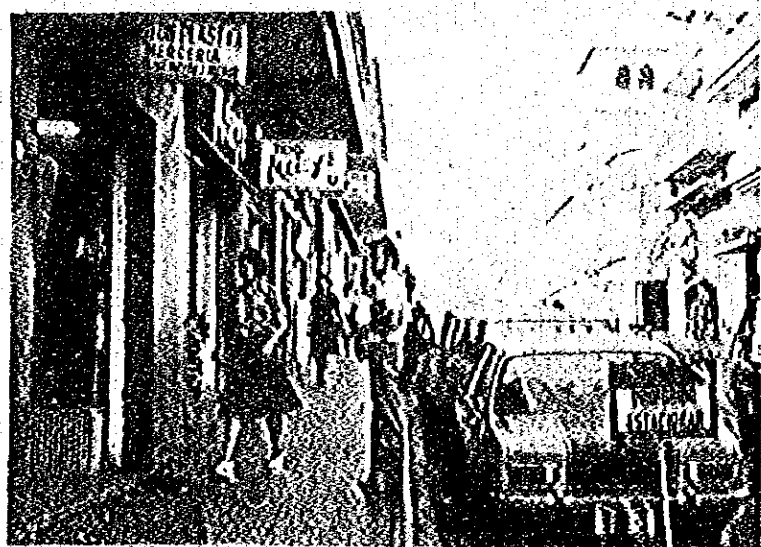
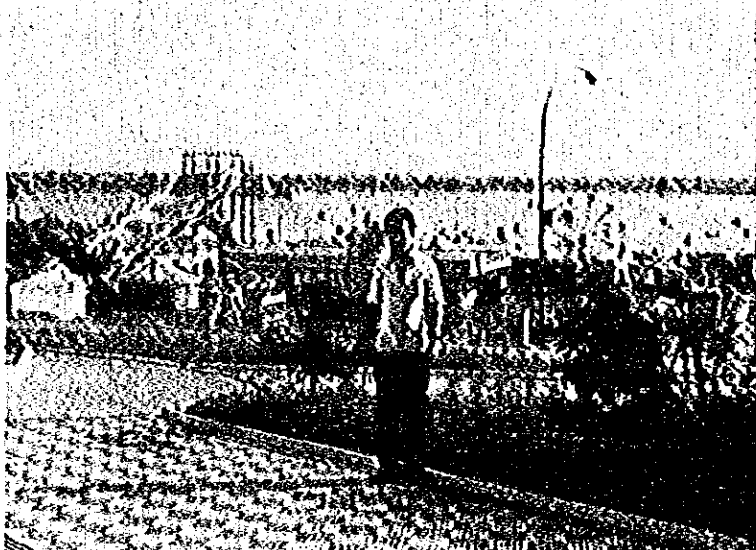


木 工 工 場



マンション建設現場

アスンシオン市内寸景

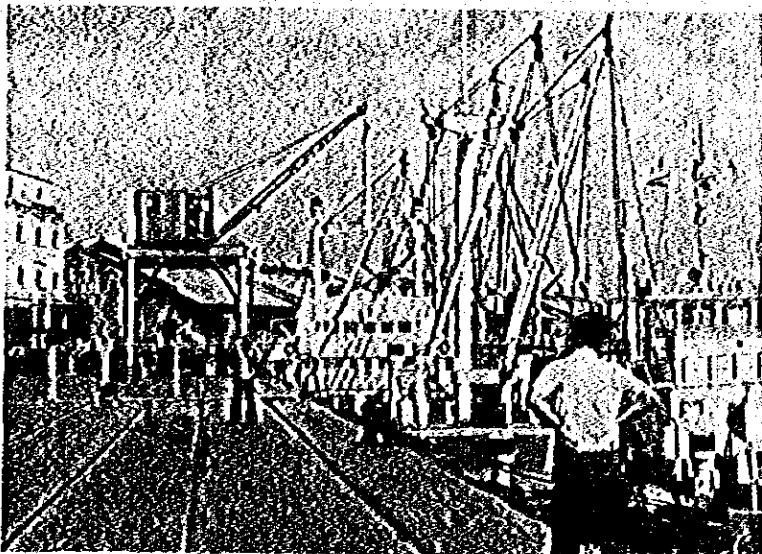




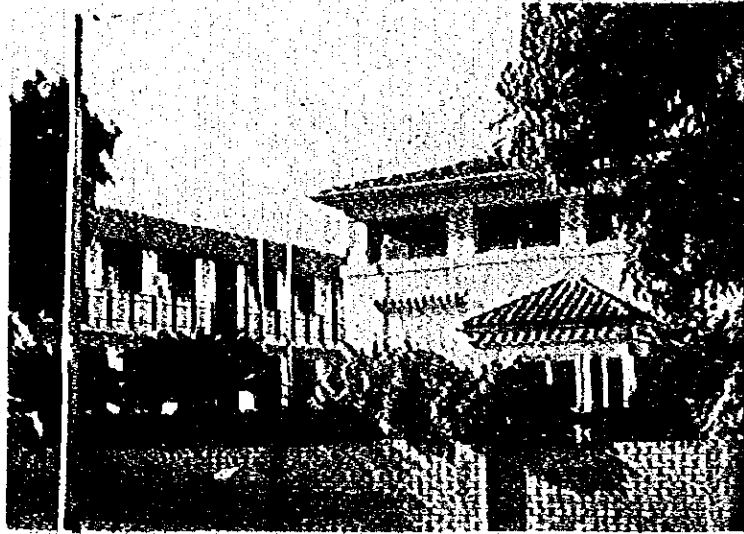
日本人専門家向  
住宅調査 ①



日本人専門家向  
住宅調査 ②



アスンシオン港



① 三育学園



② 栄田院長との打合せ



③ 補修校授業



# 目 次

はしがき

地 図

写 真

I 討議議事録及び暫定スケジュール	1
I-1 原文(英文)	1
I-2 スペイン語仮訳	19
I-3 和文仮訳	36
II 調査の概要	45
1. 実施協議チーム派遣経緯と目的	45
2. 実施協議チーム基本方針	46
3. 実施協議チームの編成	46
4. 協議日程	47
III 協議経過	53
IV パラグアイ職業訓練センター	61
1. 概 要	61
(1) 目 的	61
(2) 名 称	61
(3) 場 所	61
(4) 討議議事録による協力期間	61
(5) 所属官庁	61
2. センターの運営体制	62
3. 訓練対象と訓練目標	63
(1) 訓練対象	63
(2) 訓練目標	63
4. 訓練職種及び定員	63
5. 各職種別訓練目標及び訓練内容	63
(1) 木工科	64

(2) 機械科 .....	65
(3) 自動車整備科 .....	66
(4) 電気科 .....	67
(5) 電子科 .....	68
(6) 配管・冷凍機器科 .....	69
(7) 建築科 .....	70
6. 訓練方式及び訓練実施期間 .....	71
(1) 訓練方式 .....	71
(2) 訓練実施期間 .....	71
7. 指導員 .....	71
(1) 指導員の資格 .....	71
(2) 指導員の配置計画 .....	71
8. 日本人専門家 .....	72
(1) 日本人専門家の業務及び人教 .....	72
(2) 派遣時期 .....	72
9. 施設 .....	73
(1) 建物レイアウト図 .....	73
(2) 実習場機器配置図 .....	73
10. 訓練機材 .....	73
V 本プロジェクトに対する技術協力実行計画 .....	83
1. 日本政府のとりべき措置 .....	83
(1) 日本人専門家の派遣 .....	83
(2) 機材の供与 .....	83
(3) 訓練の開始 .....	83
(4) バラグアイ人指導員の研修 .....	83
2. バラグアイ政府のとりべき措置 .....	84
(1) 土地の確保及び施設の建設 .....	84
(2) 訓練機材及び運営費の負担 .....	84
(3) 指導員及び職員の確保 .....	86
VI アスンシオン市における生活事情 .....	87

付 属 資 料 .....	95
1. 質問状(英文) .....	97
2. 質問状(スペイン語) .....	101
3. 質問状解答(スペイン語) .....	104
4. 質問状解答(和文仮訳) .....	116
5. 無償機材リスト .....	121
6. 53年度カウンターパート受入研修計画 .....	204

# I 議事録及び暫定スケジュール

## I-1 原文(英文)

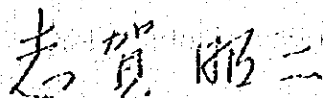
THE RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE  
JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM  
AND THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE  
GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF PARA-  
GUAY ON THE JAPANESE TECHNICAL COO-  
PERATION FOR THE VOCATIONAL TRAINING  
CENTRE PROJECT

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. Shoji Shiga, Deputy Head, Overseas Technical Cooperation Division, Ministry of Labour, visited the Republic of Paraguay from February 13 to February 26, 1978 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Vocational Training Centre Project in the Republic of Paraguay.

During its stay in the Republic of Paraguay, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Paraguayan authorities concerned in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned Project.

As a result of the discussions, the Team and the Paraguayan authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Asunción, February 24, 1978



Shoji Shiga  
Head of the  
Japanese Implementation  
Survey Team




Dr. Raúl Peña  
The Minister of Education  
and Worship

## THE ATTACHED DOCUMENT

### I COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

- 1 The Government of Japan and the Government of the Republic of Paraguay will cooperate with each other in implementing the Vocational Training Centre Project (hereinafter referred to as "the Project") for the purpose of providing practical and theoretical training for Paraguayan trainees who will be contributing to the industrial and economic development of the Republic of Paraguay.
- 2 The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

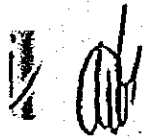
### II DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

- 
- 1 In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense services of the Japanese experts as listed in Annex II through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
  - 2 The Japanese experts referred to in 1 above and their families will be granted in the Republic of Paraguay the privileges, exemptions and benefits as listed in Annex III and will be granted privileges, exemptions and benefits no less favourable than those granted to experts of third countries or international organizations performing similar missions.

### III PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

- 1 In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense such machinery, equipment and other materials necessary for the implementation of the Project as listed in Annex IV through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
- 2 The articles referred to in 1. above will become the property of the Government of the Republic of Paraguay upon being delivered c.i.f. to the Paraguayan authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.

### IV TRAINING OF PARAGUAYAN PERSONNEL IN JAPAN


- 
- 1 In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense the Paraguayan personnel connected with the Project for technical training in Japan through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
  - 2 The Government of the Republic of Paraguay will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Paraguayan personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

**V MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE  
REPUBLIC OF PARAGUAY**

**1 In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Paraguay, the Government of the Republic of Paraguay will take necessary measures to provide at its own expense:**

- (1) Services of the Paraguayan counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex V;**
- (2) Land, buildings and facilities as listed in Annex VI;**
- (3) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicle, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under III-1 above;**
- (4) Transportation facilities and travel allowance for the Japanese experts for the official travel within the Republic of Paraguay;**
- (5) Transportation facilities for the Japanese experts during working hours and from and to their residences;**
- (6) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.**

**2 In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Paraguay, the Government of the Republic of Paraguay will take necessary measures to meet:**

- 
- (1) Expenses necessary for the transportation within the Republic of Paraguay of the articles referred to in III-1 above as well as for the installation, operation and maintenance thereof;**
  - (2) Customs duties, internal taxes and any other charges, imposed in the Republic of Paraguay on the articles referred to in III-1 above;**
  - (3) Expenses necessary for the provision of textbooks;**

- (4) All running expenses necessary for the implementation of the Project.


## VI ADMINISTRATION OF THE PROJECT

- 1 The Director General of the Ministry of Education and Wordship of the Republic of Paraguay will have the overall responsibility for the implementation of the Project.

The Director of the Centre will be responsible for the operation of the Centre, while the Japanese Chief Advisor will be responsible primarily for the technical matters and advise, if necessary, to the Director General of the Ministry of Education and Worship pertaining to the Project.

- 2 The Japanese experts will give technical advice and cooperation to the Paraguayan instructors under the instructions of the Japanese Chief Advisor.
- 3 The Director of the Centre and the Japanese Chief Advisor will work in close consultation in the implementat ion of the Project.

## VII CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS



The Government of the Republic of Paraguay undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Republic of Paraguay except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.



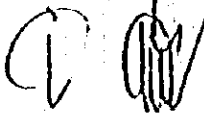
#### VIII MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

#### IX TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be four years from the date of Signature.

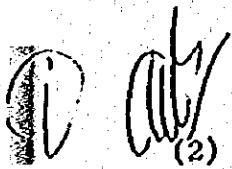
#### X SUPPLEMENTARY MATTER

 In case that "Agreement on Technical Cooperation between the Government of Japan and the Government of the Republic of Paraguay" will be signed between the Government of Japan and the Government of the Republic of Paraguay and enter into force, the matters stipulated in the foresaid agreement will prevail the matters agreed upon in this Attached Document.

## Annex I Master Plan

(1) Trades and the number of trainees will be as follows:

(a) Woodworking	20
(b) Machining	20
(c) Automobile maintenance	
1) Engine	10
2) Body	10
(d) Electrical work	20
(e) Electronic maintenance	
1) Radio	10
2) Television	10
(f) Plumbing, air-conditioner and refrigerator maintenance	20
(g) Construction	20

 (2) The duration of each training course will be one year.

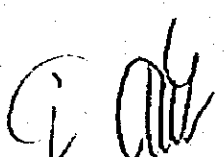
(3) Qualifications of the trainees in the Centre will be mainly unskilled who have finished elementary school.

(4) Training will be carried out by the Paraguayan instructors with assistance of Japanese experts.

**Annex II Japanese Experts**

	<b>Number</b>
(1) Chief Advisor	1
(2) Liaison Officer	1
(3) Experts in the fields of:	
(a) Woodworking	1
(b) Machining	2
(c) Automobile maintenance	2
(d) Electrical work	2
(e) Electronic maintenance	1
(f) Plumbing, air-conditioner and refrigerator maintenance	2
(g) Construction	1

(4) Short term experts, if necessary



### **Annex III Privileges, exemptions and benefits**

- (1) Exemptions from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowances remitted from abroad.**
- (2) Exemptions from import and export duties and any other charges in respect of personal and household effects, including one motor vehicle per family, which may be brought into the Republic of Paraguay from abroad.**
- (3) Free medical services and facilities to the Japanese experts and their families.**

## **Annex IV Main machinery, equipment, tools and instruments**

### **(1) Woodworking**

- (a) Portable Electric Circular Saw**
- (b) Portable Electric Planer**
- (c) Hand Tools and Measuring Instruments**

### **(2) Machining**

- (a) Precision Cylindrical Grinding Machine**
- (b) Spot Welder**
- (c) Drill Grinding Machine**
- (d) Universal Tool Grinding Machine**
- (e) Carbide Bite Grinding Machine**
- (f) Nibbling Machine**
- (g) Welding Joint Die Bending Tester**
- (h) Hydraulic Pump**
- (i) Air Compressor**
- (j) Hot Jet Welder**
- (k) Hand Tools and Measuring Instruments**


### **(3) Automobile Maintenance**

- (a) Diesel Injection Pump Tester**
- (b) Gasoline Engine**
- (c) Diesel Engine**
- (d) Petroleum Engine**
- (e) Automobile for Training**
- (f) Tractor for Training**
- (g) Tiller for Training**
- (h) Baby Crain**
- (i) Hand Tools and Measuring Instruments**

**(4) Electrical Work**

- (a) Winding Machine for Motor
- (b) Winding Machine for Transformer
- (c) Motor
- (d) Generator
- (e) Transformer
- (f) Bench Type Drilling Machine
- (g) Double Head Grinding Machine
- (h) Induction Voltage Regulator
- (i) Hydraulic Pipe Bending Machine
- (j) Pipe Threading Machine
- (k) Switch Board for Training
- (l) Bench Type Lathe
- (m) Battery Charger
- (n) Air Compressor
- (o) Foot Shear
- (p) Hand Tools and Measuring Instruments

**(5) Electronic Maintenance**

- 
- (a) Regulated DC Power Supply
  - (b) Synchroscope
  - (c) Pen Recorder
  - (d) Electronic Circuit Testing System
  - (e) Digital Trainer
  - (f) Semi-conductor Testing System
  - (g) TV Circuit Testing System
  - (h) TV Set
  - (i) Radio Set
  - (j) Tape Recorder
  - (k) Disk Player

- (l) Receiver Set
- (m) Amplifier
- (n) Test Oscillator
- (o) Sweep Generator
- (p) Hand Tools and Measuring Instruments

**(6) Plumbing, Air-conditioner and Refrigerator Maintenance**

- (a) Window Type Air-conditioner
- (b) Simulator of Refrigerating Machine
- (c) Pipe Cutting Machine
- (d) Upright Drilling Machine
- (e) Hydraulic Pump
- (f) Air Compressor
- (g) Refrigerating Machine
- (h) Compressor Cut Model
- (i) Refrigerator
- (j) Vacuum Pump
- (k) Hot Jet Welder
- (l) Pipe Threading Machine
- (m) Pipe Drilling Machine
- (n) Hydraulic Pipe Bending Machine
- (o) Hand Tools and Measuring Instruments

**(7) Construction**

- (a) Lift for Construction
- (b) Belt Conveyer
- (c) AC Arc Welder
- (d) Bench Type Drilling Machine
- (e) Reinforced Bending Machine
- (f) Reinforced Cutting Machine
- (g) Hammer Drill

**(h) Hand Tools and Measuring Instruments**

**(8) Others**

**(a) Drafter and Drafting Instruments**

**(b) Audio-visual Training Equipment**

A handwritten signature in black ink, possibly reading 'A. B.', is written over the text. To the left of the signature is a small, dark, circular stamp or mark.



**Annex V Paraguayan staff required in the Centre**

	Number
(1) Director of the Centre	1
(2) Instructors in the fields of:	
(a) Woodworking	4
(b) Machining	3
(c) Automobile maintenance	
1) Engine	2
2) Body	2
(d) Electrical work	2
(e) Electronic maintenance	
1) Radio	1
2) Television	1
(f) Plumbing, air-conditioner and refrigerator maintenance	3
(g) Construction	2
(3) Administrative Officers	
(4) Secretaries	
(5) Typists	
(6) Store Keepers	
(7) Drivers	
(8) Guards and others	

## **Annex VI Necessary land, buildings and incidental facilities**

### **(1) Land**

### **(2) Buildings including facilities**

**The following rooms will be provided in the buildings:**

- (a) Offices of the staff**
- (b) Director's room**
- (c) Offices for Japanese experts**
- (d) Instructors' room**
- (e) Library**
- (f) Lecture rooms**
- (g) Conference room**
- (h) Workshops and class rooms**
- (i) Other necessary facilities**

TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION  
OF THE TECHNICAL COOPERATION FOR THE  
VOCATIONAL TRAINING CENTRE PROJECT

Asunción, February 24, 1978

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY (JICA)

AND

THE MINISTRY OF EDUCATION AND WORSHIP

THE REPUBLIC OF PARAGUAY

The Japanese Implementation Survey Team and the Minister of Education and Worship of the Republic of Paraguay have jointly formulated, for the reference of "The Record of Discussions between the Japanese Implementation Survey Team and the Authorities concerned of the Government of the Republic of Paraguay on the Japanese Technical Cooperation for the Vocational Training Centre Project", the Tentative Schedule of Implementation as annexed hereto.

Asunción, February 24, 1978

志賀 昭二

---

Shoji Shiga  
Head of the  
Japanese Implementation  
Survey Team



---

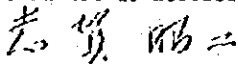
Dr. Raúl Peña  
The Minister of Education  
and Worship

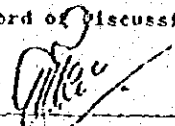
TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION

Item	Year	1977	1978	1979	1980	1981	1982
Term of Cooperation (R/D)			Feb.				
Construction of building and facilities			Feb.				
Opening of the Training				Apr.			
(Dispatch of Japanese Experts)							
(1) Chief Advisor (1)				Nov.			
(2) Liaison Officer (1)				Nov.			
(3) Experts							
(a) Woodworking (1)				Feb.			
(b) Machining (2)							
(c) Automobile maintenance (2)							
(d) Electrical work (2)							
(e) Electronic maintenance (1)							
(f) Plumbing, air-conditioner and refrigerator maintenance (2)							
(g) Construction (1)							
(4) Short term Experts, if necessary							
(Provision of machinery and equipment)							
(Training of Paraguayan personnel in Japan)		2	3-4	3-4	3-4	3-4	
(Services of Paraguayan Staff)							
(1) Director (1)							
(2) Instructors							
(a) Woodworking (4)							
(b) Machining (3)							
(c) Automobile maintenance (4)							
(d) Electrical work (2)							
(e) Electronic maintenance (2)							
(f) Plumbing, air-conditioner and refrigerator maintenance (3)							
(g) Construction (2)							
(3) Administrative officers							
(4) Secretaries							
(5) Typists							
(6) Store Keepers							
(7) Drivers							
(8) Guards and others							

Notes: This schedule is formulated tentatively on the assumption that necessary budget will be acquired.

The schedule is subject to change within the scope of the "Record of Discussions" in the future if necessity arises.

  
 Shoji Shiga  
 Head of the  
 Japanese Implementation  
 Survey Team

  
 Dr. Raúl Peña  
 The Minister of Education  
 and Worship

MEMORIA DE DISCUSION DEL EQUIPO  
DE ESTUDIO DE IMPLEMENTACION Y  
LAS AUTORIDADES DEL GOBIERNO DE  
LA REPUBLICA DEL PARAGUAY EN LA  
COOPERACION TECNICA JAPONESA PA  
RA EL PROYECTO DEL CENTRO DE EN  
TRENAMIENTO VOCACIONAL.

El equipo japonés de Estudio de Implementación (llamado en adelante "El Equipo"), organizado por la Agencia de Cooperación Internacional del Japón (llamada en adelante "JICA") y dirigida por Mr. Shoji Shiga, Jefe Principal de la División de Cooperación de Entrenamiento Vocacional de Ultramar, Ministerio de Trabajo del Japón, visitó la República del Paraguay desde el 13 de febrero hasta el 26 de febrero de 1978 con el propósito de trabajar con detalles del Programa de Cooperación Técnica, en referencia al Proyecto del Centro de Entrenamiento en la República del Paraguay.

Durante su estadía en la República del Paraguay, el Equipo intercambió distintos puntos de vista y tuvo una serie de conversaciones con las autoridades paraguayas, en lo que concierne a las deseables medidas a ser tomadas por ambos gobiernos para la exitosa implementación del arriba mencionado proyecto.

Como resultado de la discusión, el Equipo y las autoridades paraguayas acordaron recomendar a sus respectivos gobiernos los asuntos referidos en el documento adjunto.

Aaunci6n, 21 de febrero de 1978

Shoji Shiga  
Jefe del Equipo  
de Implementaci6n  
Japonesa.

Dr. Ra6l Po6a  
Ministro de Educaci6n  
y Culto.

## EL DOCUMENTO ADJUNTO

### I. COOPERACION ENTRE LOS DOS GOBIERNOS

1. El Gobierno del Japón y el Gobierno de la República del Paraguay, cooperarán entre sí en la implementación del Proyecto del Centro de Entrenamiento Vocacional (llamado en adelante "El Proyecto"), con el propósito de brindar entrenamiento práctico y teórico a jóvenes paraguayos quienes contribuirán para el desarrollo industrial y económico de la República del Paraguay.
2. El Proyecto será ejecutado de acuerdo al básico Plan dado en el Anexo I.

### II. ENVIO DE EXPERTOS JAPONESES.

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos en vigencia en Japón, el Gobierno de este país tomará las medidas necesarias a través de JICA para proveer por cuenta propia los servicios de expertos japoneses según nómina del Anexo II, a través de procedimientos normales vigentes en el Plan de cooperación técnica del Japón.
2. Los expertos japoneses mencionados en 1, conjuntamente con sus familias gozarán en la República del Paraguay de los privilegios, exenciones y beneficios de acuerdo a la lista del Anexo III y gozarán los privilegios, exenciones y beneficios no menos favorables a aquellos concedidos a expertos de otros países u organizaciones internacionales ejecutando misiones análogas.

### **III. SUMINISTRO DE MAQUINARIAS Y EQUIPOS.**

1. En concordancia con las leyes y reglamentos vigentes en el Japón, el Gobierno Japonés tomará las medidas necesarias a objeto de proveer a través de JICA y a expensa propia las maquinarias, equipos y otros materiales necesarios para la implementación del Proyecto conforme a la lista del Anexo IV que responde a los procedimientos normales vigentes en el Plan de Cooperación Técnica del Japón.
2. Los artículos referidos en 1, serán declarados propiedad del Gobierno de la República del Paraguay bajo entrega CIF a las autoridades paraguayas competentes en los puertos y/o aeropuertos de desembarque y serán empleados exclusivamente para la implementación del proyecto mediante consulta con los expertos japoneses mencionados en el Anexo II.

### **IV. ENTRENAMIENTO DE PERSONAL PARAGUAYO EN EL JAPON.**

1. En concordancia con las leyes y reglamentos en vigencia en el Japón, dicho gobierno tomará las necesarias medidas, a través de JICA para recibir a expensa propia el personal paraguayo relacionado con el Proyecto para el entrenamiento Técnico en Japón a través de los procedimientos normales vigentes en el Plan de Cooperación Técnica del Japón.
2. El Gobierno de la República del Paraguay tomará las medidas necesarias para asegurar que el conocimiento y la experiencia adquiridas por el personal paraguayo del Entrenamiento Técnico en el Japón, serán utilizados eficazmente para la implementación del proyecto.



V. MEDIDAS A SER TOMADAS POR EL GOBIERNO PARAGUAYO.

1. En concordancia con las leyes y reglamentos en vigencia en la República del Paraguay, dicho Gobierno tomará las medidas necesarias para proveer por cuenta propia:
  - (1) Servicios del personal paraguayo de contrapartida y el personal administrativo de acuerdo a la lista del Anexo V.
  - (2) Terreno, edificios, y facilidades de acuerdo a la lista del anexo VI.
  - (3) Repuesto de maquinarias, equipos, instrumentos, vehículo, herramienta y repuestos de reserva y cualquier otro material necesario para la implementación del proyecto, además de aquellas provista a través de JICA bajo III - I.
  - (4) Facilidades de transporte y viático para los expertos Japoneses para su viaje oficial dentro de la República del Paraguay.
  - (5) Facilidades de transporte para los expertos japoneses durante sus horas de trabajo y desde sus residencias al lugar de trabajo y vice-versa.
  - (6) Suministro de comodidades adecuadas para los expertos Japoneses y sus familias.
  
2. En concordancia con las leyes y reglamentos en vigencia en la República del Paraguay, dicho gobierno tomará las medidas necesarias para lo siguiente:
  - (1) Gastos necesarios para el transporte dentro de la República del Paraguay de los artículos referidos en el III - I arriba mencionado así como también para la instalación, operación y mantenimiento de los mismos.

- (2) Derechos aduaneros, impuestos y cualquier otras obligaciones en la República del Paraguay sobre los artículos referidos en el III - 1 arriba mencionado.
- (3) Costos necesarios para la provisión de textos.
- (4) Otros gastos necesarios para la implementación del Proyecto.

#### VI. ADMINISTRACION DEL PROYECTO.

1. El Director General del Ministerio de Educación y Culto de la República del Paraguay, tendrá la entera responsabilidad para la implementación del Proyecto.

El Director del Centro será responsable para la operación del Centro, mientras que el Jefe Asesor Japonés será responsable principalmente de las materias técnicas y de asesoría, si es necesario, ante el Director General del Ministerio de Educación perteneciente al Proyecto.

2. Los expertos japoneses darán su asesoría técnica y cooperación a los instructores paraguayos bajo la instrucción del Jefe Asesor Japonés.
3. El Director del Centro y el Jefe Asesor Japonés trabajarán en permanente y estrecha consulta en la implementación del Proyecto.

#### VII. RECLAMOS CONTRA LOS EXPERTOS JAPONESSES.

El Gobierno de la República del Paraguay se compromete a tomar a su cargo los reclamos, si hubieran, relacionados con el Proyecto, o los que ocurrieran durante el curso del mismo, contra los expertos japoneses involucrados en el Proyecto, o de lo contrario relacionados con el desempeño de sus funciones oficiales en la República del Paraguay, exceptuando aquellos casos emergentes de mala conducta o grave negligencia de los expertos japoneses.

#### VIII. CONSULTA MUTUA.

Habrá consulta mútua entre ambos gobiernos sobre cualquier aspecto de importancia emergente, o en conexi3n con el Documento Adjunto.

#### IX. PERIODO DE COOPERACION.

La duraci3n de la cooperaci3n t3cnica del presente Proyecto ser3 de cuatro a5os desde la fecha de la firma, seg3n el documento adjunto.

#### X. MATERIA SUPLEMENTARIA.

En caso de que el "Acuerdo sobre la Cooperaci3n T3cnica entre el Gobierno del Jap3n y el Gobierno de la Rep3blica del Paraguay" sea firmado entre el Gobierno del Jap3n y el Gobierno de la Rep3blica del Paraguay y entre en vigencia los asuntos estipulados en el mencionado Acuerdo son las que prevalecer3n.

## PLAN BASICO

### Anexo I

(1) Las especialidades y el número de estudiantes serán - como sigue:

(a) Carpintería	20
(b) Mecánica General	20
(c) Mecánica Automotriz	
(1) Motor	10
(2) Chasis y Carrocería	10
(d) Electricidad	20
(e) Electrónica	
(1) Radio	10
(2) Televisión	10
(f) Plomería y Refrigeración	20
(g) Construcción	20

(2) La duración de cada curso de entrenamiento será de un año.

(3) Los estudiantes del Centro serán principalmente postulantes no adiestrados y que posean la enseñanza primaria completa.

(4) El entrenamiento será conducido por los instructores paraguayos, con la asistencia de expertos japoneses.

**Anexo II. Expertos Japoneses.**

	<u>Número</u>
(1) Jefe Asesor	1
(2) Coordinador Oficial	1
(3) Expertos en la Especialidad de:	
a) Carpintería	1
b) Mecánica General	2
c) Mecánica Automotriz	2
d) Electricidad	2
e) Electrónica	1
f) Plomería y Refrigeración	2
g) Construcción	1
(4) Expertos a corto plazo, si fuere necesario.	

**Anexo III - Privilegios, exención y otros beneficios.**

1. Exención de impuestos a la renta y obligaciones de cualquier naturaleza impuestos en relación a remisiones de fondos del extranjero en carácter de salario.
2. Exención de derechos de importación y exportación y otras obligaciones referentes a efectos personales y de hogar incluyendo 1 vehículo motorizado por familia; los cuales han de ser introducidos en la República del Paraguay.
3. Servicios médicos gratuitos y facilidades para los ex-pórtos japoneses y sus familias.

Anexo IV. Maquinaria principal, equipo, herramientas o instrumentos.

- (1) Carpintería.
  - a) Sierra circular eléctrica portátil.
  - b) Copiladora eléctrica portátil.
  - c) Herramientas de mano e instrumentos de medición.
- (2) Mecánica General.
  - a) Esmeriladora cilíndrica de precisión.
  - b) Máquina eléctrica de soldar por punto.
  - c) Rectificadora.
  - d) Rectificadora universal.
  - e) Rectificadora a carbono.
  - f) Máquina estampadora y cortadora.
  - g) Tester de soldadura.
  - h) Bomba hidráulica.
  - i) Compresor de aire.
  - j) Máquina de soldar a gas.
  - k) Herramientas de mano e instrumentos de medición.
- (3) Mecánica Automotriz.
  - a) Tester de bomba diesel de inyección.
  - b) Motor a nafta.
  - c) Motor a diesel.
  - d) Motor a petróleo.
  - e) Automóvil para entrenamiento.
  - f) Tractor para entrenamiento.
  - g) Máquina sembradora para entrenamiento.
  - h) Aparato portátil.
  - i) Herramientas de mano e instrumentos de medida.
- (4) Electricidad.
  - a) Máquina bobinadora de motores.
  - b) Máquina bobinadora para transformador.
  - c) Motor.
  - d) Generador.
  - e) Transformador.

- f) Perforadora de mesa.
- g) Esmeriladora doble.
- h) Regulador de voltaje.
- i) Dobladora de caño.
- j) Roscadora de caño.
- k) Tablero de control para entrenamiento.
- l) Torno mecánico de mesa.
- m) Cargador de batería.
- n) Compresor de aire.
- o) Cizalla a pedal.
- p) Herramientas de mano o instrumentos de medición.

(5) Electrónica.

- a) Regulador variable de corriente eléctrica (C.D.)
- b) Sinoscopio.
- c) Marcador.
- d) Tester de sistema de circuito electrónico.
- e) Entrenador digital.
- f) Tester de sistema de semiconductor.
- g) Tester de sistema de circuito de T.V.
- h) Televisor
- i) Radio
- j) Grabadora
- k) Toca disco
- l) Transmisor
- m) Amplificador
- n) Test de oscilador
- o) Generador de barrido.
- p) Herramientas de mano o instrumentos de medición.

(6) Plomería y Refrigeración.

- a) Equipo acondicionador de aire.
- b) Simulador de máquina de refrigeración.
- c) Máquina cortadora de caño.



- d) Perforadora vertical.
- e) Bomba hidráulica.
- f) Compresor de aire.
- g) Equipo de refrigeración
- h) Modelo en corte de compresor.
- i) Moladora.
- j) Autoclavo.
- k) Máquina de soldar a gas.
- l) Máquina de roscar a caño.
- m) Máquina de perforar caño.
- n) Dobladora hidráulica de caño.
- o) Herramientas de mano e instrumentos de medición.

**(7) Construcción.**

- a) Elevador para construcción.
- b) Cinta transportadora.
- c) Equipo de soldadura eléctrica (C.A.)
- d) Perforadora de mesa.
- e) Máquina dobladora reforzada.
- f) Máquina cortadora reforzada.
- g) Martillote.
- h) Herramientas de mano e instrumentos de medición.

**(8) Otros.**

- a) Instrumentos de dibujo.
- b) Equipo audiovisual de entrenamiento.

**Anexo V. - Personal paraguayo requerido en el Centro.**

	<u>Número</u>
Director del Centro	1
Instructores en la Especialidad de:	
Carpintería	4
Mecánica General	3
Mecánica Automotriz	
(1) Motor	2
(2) Chasis y carrocería.	2
Electricidad	2
Electrónica	
(1) Radio	1
(2) Televisión	1
Plomería y Refrigeración	3
Construcción	2
Oficiales administrativos.	
Secretarías.	
Dactilógrafos.	
Dependientes (Depositeros)	
Chóferes	
Guardias y otros.	

**Anexo VI. - Terreno necesario, edificaciones y otras.**

**(1) Terreno.**

**(2) Edificio incluyendo facilidades.**

**Las siguientes habitaciones serán provistas en el edificio:**

**Oficina de personal**

**Oficina del Director**

**Oficina para expertos japoneses**

**Salón para el Instructor**

**Biblioteca**

**Salón de lectura**

**Salón de Conferencia**

**Talleres y Aulas**

**Otras facilidades necesarias.**

**CRONOGRAMA TENTATIVO DE IMPLEMENTACIÓN  
DE LA COOPERACION TECNICA PARA EL PRO  
YECTO DEL CENTRO DE ENTRENAMIENTO VÓCA  
CIONAL.-**

**Asunción, do febrero de 1978.**

**AGENCIA INTERNACIONAL DE COOPERACION (JICA)**

**Y**

**MINISTERIO DE EDUCACION Y CULTO.**

La Comisión Japonesa de Estudio de Implementación y el Ministro de Educación y Culto de la República del Paraguay juntamente han formulado, en referencia a "El registro de discusiones entre la Comisión Japonesa de Estudios de Implementación y las autoridades correspondientes de la República del Paraguay, sobre la Cooperación Técnica Japonesa para el Proyecto del Centro de Entrenamiento Vocacional", el cronograma tentativo de Implementación que se adjunta.-

Asunción, de febrero de 1978.

Shoji Shiga  
Jefe de la Comisión de Estudios de Implementación.

Dr. Raúl Peña  
Ministro de Educación y Culto.

CRÓNOCRAMA TENTATIVO DE IMPLEMENTACIÓN

Item	Año	1977	1978	1979	1980	1981	1982
Término de la Cooperación			Feb.				
Construcción de edificios y dependencias			-----				
Entrenamiento				abril	-----	-----	-----
Envío de expertos japoneses							
1. Jefe asesor (1)			Nov.				
2. Coordinador oficial (1)			Nov.				
3. Expertos							
a. Carpintería (1)							
b. Mecánica General (2)							
c. Mecánica Automotriz (2)							
d. Electricidad (2)							
e. Electrónica (1)							
f. Plomería y Refrigeración (2)							
g. Construcción (1)							
4. Expertos a corto plazo si fuera necesario (Provisión de maquinaria y equipo)							
(Entrenamiento de personal paraguayo en Japón)							
(Servicios del personal paraguayo)	2		3-4	3-4	3-4	3-4	
1. Director (1)							
2. Instructores							
a. Carpintería (4)							
b. Mecánica General (3)							
c. Mecánica Automotriz (4)							
d. Electricidad (2)							
e. Electrónica (2)							
f. Plomería y Refrigeración (3)							
g. Construcción (2)							
3. Personal administrativo							
4. Secretarios							
5. Dactilógrafos							
6. Depositarios							
7. Choferes							
8. Celadores y otros							

**Nota:** El presente cronograma ha sido formulado en forma tentativa, teniendo en cuenta el presupuesto a ser elaborado. El cronograma se encuentra sujeto a cambios contemplando lo estipulado en la memoria de discusión.

Shiji Shiga  
Jefe del Equipo Japonés  
de Implementación

Dr. Raúl Peña  
Ministro de Educación  
y Culto.

### 1-3 和文仮訳

#### パラグアイ職業訓練センタープロジェクトに対する技術協力 に関する日本側実施協議チームとパラグアイ共和国政府関係 当局との間の討議談事録

パラグアイ職業訓練センタープロジェクトに対する技術協力の詳細計画を策定するため、国際協力事業団（以下「JICA」という）により編成された労働省職業訓練局海外技術協力室室長補佐志賀昭二氏を団長とする日本側実施協議チーム（以下「チーム」という）は、1978年2月13日より同年2月26日まで、パラグアイ共和国を訪問した。

パラグアイ共和国に滞在の間、チームは上記プロジェクトの円滑な実施のために、両国政府が執るべき望ましい措置について、パラグアイ側関係当局と意見交換及び一連の討議を行った。

その結果、チーム及びパラグアイ側関係当局は、それぞれ所属国政府に対し、付表を含む付属文書に記載されている諸事項につき提言することに同意した。

アムンシオンにて

1978年2月24日

志 賀 昭 二  
国際協力事業団  
実施協議チーム  
団 長

ラウルベニア  
パラグアイ共和国  
文 部 大 臣

#### 付属文書

##### I 両国政府の協力

1. 日本国政府とパラグアイ共和国政府は、パラグアイ共和国の産業経済の発展に寄与する技術者の養成に必要な理論的かつ実地的な訓練を行なうための職業訓練センタープロジェクト（以下「プロジェクト」という）の実施に互いに協力する。
2. プロジェクトは、付表Iに掲げるマスタープランに基づき実施する。

##### II 日本人専門家の派遣

1. 日本国政府は、日本国内において施行されている法令に基づき、日本の技術協力計画に基づく通常の手続きにより、付表IIに掲げる日本人専門家の派遣を国際協力事業団を通じて、自己の負担において実施するための必要な措置を講ずるものとする。
2. 上記Iに示された日本人専門家及び家族は、パラグアイ共和国において付表IIIに掲げる特権、免除及び便宜を供与されるものとし、同様の任務を持った第三国あるいは国際

機関の専門家に与えられる特権、免除、便宜と同等とする。

### III 機材供与

1. 日本国政府は、日本国内において施行されている法令に基づき、日本の技術協力計画に基づく通常の手続きにより、付表IIIに掲げるプロジェクトの実施に必要な機械、設備及びその他の資材を国際協力事業団を通じ自己の負担において供与するための必要な措置を講ずるものとする。
2. 上記1.に示された物品は、パラグアイの港において、C. I. F.建てでパラグアイ側関係当局に引き渡された時点でパラグアイ共和国政府の財産となるものとする。但し、これらの物品は、付表IIに掲げる日本人専門家と協議の上、本プロジェクトの実施のためにのみ使用するものとする。

### IV パラグアイ側職員の日本における研修

1. 日本国政府は、日本国内において施行されている法令に基づき、日本の技術協力計画に基づく通常の手続きにより、国際協力事業団を通じ本プロジェクトに関係あるパラグアイ側職員の日本における技術研修のため、自己の負担において受入れる必要な措置を講ずるものとする。
2. パラグアイ共和国政府は、パラグアイ側職員が日本においての技術研修より修得した知識および経験が本プロジェクトの実施に有効に役立つための必要な措置を講ずるものとする。

### V パラグアイ共和国政府が執るべき措置

1. パラグアイ共和国政府は、パラグアイ共和国内において施行されている法令に基づき、下記のことを自己の負担において提供するための必要な措置を講ずるものとする。
  - (1) 付表Vに掲げる、パラグアイ側指導員及び職員の役務
  - (2) 付表VIに掲げる土地、建物及び設備
  - (3) 上記IIIの国際協力事業団を通じ供与される機材以外でプロジェクトの実施に必要な機械、設備、車輛、工具、部品等の調達および取り替え。
  - (4) 日本人専門家のパラグアイ共和国内における公務旅行のための交通の便宜及び旅行手当
  - (5) 日本人専門家及び家族のための家具付きの適当な住居
2. パラグアイ共和国政府は、パラグアイ共和国内において施行されている法令に基づき、下記の経費を負担するために必要な措置を講じるものとする。
  - (1) 上記IIIに示された物品のパラグアイ共和国内における輸送及び据付、操作、維持管理に必要な経費
  - (2) 上記IIIに示された物品のパラグアイ共和国内で課される関税、内国税、その他課徴



金

(3) 教科書作成に要する経費

(4) 本プロジェクトの実施上必要な運営費

VI プロジェクトの運営

1. 本プロジェクトの実施にあたっては、パラグアイ共和国文部省総局長が全責任を負うものとする。パラグアイ側センター所長は、センターの運営に係る責任を負う一方、日本人主席顧問は、訓練に関する技術的事項について責任を負い、また、必要に応じ文部省総局長に対し本プロジェクトの実施に関し助言を行うものとする。
2. 日本人専門家は、日本人主席顧問の指示により、パラグアイ側指導員に対し技術的協力及び助言を行なうものとする。
3. 日本人主席顧問及びパラグアイ側センター所長は、本プロジェクトの実施のため、相互協議に基づき業務を遂行するものとする。

VII 日本人専門家に対するクレーム

パラグアイ共和国政府は、本プロジェクトに従事する日本人専門家のパラグアイ共和国内における業務の遂行中およびその遂行に関連する事に起因する日本人専門家に対するクレームが生じた場合は、その責任を負うものとする。但し、日本人専門家の故意又は重大な過失により生ずる責任についてはこの限りではない。

VIII 相互協議

本付属文書に起因するいかなる主要な事項又は関連する事項についても、両国政府は相互に協議するものとする。

IX 協力期間

本付属文書に基づく本プロジェクトの技術協力期間は、署名日より4年間とする。

X 補足事項

「技術協力に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の基本協定」が日本政府とパラグアイ共和国政府との間で署名され、かつ発効となった場合は、前記基本協定が本付属文書に優先する。

付表I マスタープラン

(i) 訓練職種及び定員は次のとおりとする。

- |          |     |
|----------|-----|
| a) 木 工   | 20人 |
| b) 機 械   | 20人 |
| c) 自動車整備 |     |
| 1) エンジン  | 10人 |

- 2) ボディ 10人
- d) 電気 20人
- e) 電子
- 1) ラジオ修理 10人
- 2) テレビ修理 10人
- f) 配管・冷凍機器 20人
- g) 建築 20人

- (2) 各職種訓練期間は1年とする。
- (3) 訓練生の資格は小学校卒業の主として無技能者とする。
- (4) 訓練は日本人専門家の協力により、パラグアイ側指導員により行なわれる。

付表II 日本人専門家

	人 数
(1) 首席顧問	1
(2) 調整員	1
(3) 下記分野の専門家	
(a) 木工	1
(b) 機械	2
(c) 自動車整備	2
(d) 電気	2
(e) 電子	1
(f) 配管・冷凍機器	2
(g) 建築	1
(4) 必要に応じ短期専門家	

付表III 特権・免除及び便宜

- (1) 海外より送金される滞在諸手当に、あるいはそれに関連し課される所得税その他課徴金の免除
- (2) 海外よりパラグアイ共和国に持込まれる、一家族当たり1台の車を含む身廻り品及び家財に関する輸入、輸出税その他課徴金の免除
- (3) 日本人専門家及び家族に対する医療及び医療施設の無料サービス

付表IV 主な機械・設備・工具及び用具

(1) 木 工

- (a) ポータブル電気丸のこ
- (b) ポータブル電気かんな
- (c) 工具及び計測器

(2) 機 械

- (a) 円筒研削盤
- (b) スポット溶接機
- (c) ドリル研削盤
- (d) 万能刃物研削盤
- (e) 超硬バイト研削盤
- (f) ニブリング・マシン
- (g) 継手曲げ試験機
- (h) 水圧ポンプ
- (i) エアコンプレッサー
- (j) ホットジェット溶接機
- (k) 工具及び計測器

(3) 自動車整備

- (a) 噴射ポンプテスター
- (b) ガソリンエンジン
- (c) ディーゼルエンジン
- (d) 石油エンジン
- (e) ステーションワゴン
- (f) トラクター
- (g) テーラー
- (h) ベビークレーン
- (i) 工具及び計測器

(4) 電 気

- (a) 巻線機(モーター用)
- (b) 巻線機(トランス用)
- (c) モーター
- (d) 発電機
- (e) トランス

- (f) 卓上ボール盤
  - (g) 両頭グラインダー
  - (h) 電圧調整機
  - (i) 油圧管曲げ機
  - (j) 管ねじ切機
  - (k) 実習用配電盤
  - (l) 卓上旋盤
  - (m) 充電器
  - (n) エアーコンプレッサー
  - (o) フートシャー
  - (p) 工具及び計測器
- (5) 電 子
- (a) 安定化電源
  - (b) シンクロスコープ
  - (c) ペンレコーダー
  - (d) 電子回路実験装置
  - (e) デジタルトレーナー
  - (f) 半導体特性実験装置
  - (g) テレビ実験装置
  - (h) テレビ
  - (i) ラジオ
  - (j) テープレコーダー
  - (k) レコードプレーヤー
  - (l) レシーバー
  - (m) アンプ
  - (n) AM用テストオシレーター
  - (o) スイープジェネレーター
  - (p) 工具及び計測器
- (6) 配管・空調及び冷凍機器
- (a) ウィンドー形クーラー
  - (b) 冷凍機器実習装置
  - (c) 管切断機
  - (d) 直立ボール盤

- (e) 水圧ポンプ
  - (f) エアークンプレッサー
  - (g) 小形冷凍機
  - (h) コンプレッサーカットモデル
  - (i) 冷凍庫
  - (j) 真空ポンプ
  - (k) ホットジェットウェルダー
  - (l) 管ねじ切機
  - (m) 管穴あけ機
  - (n) 油圧管曲げ機
  - (o) 工具及び計測器
- (7) 建 築
- (a) 工事用リフト
  - (b) ベルトコンベア
  - (c) ACアークウェルダー
  - (d) 卓上ボール盤
  - (e) 鉄筋曲げ機
  - (f) 鉄筋切断機
  - (g) ハンマードリル
  - (h) 工具及び計測器
- (8) 共 通
- (a) 製図器関係
  - (b) 視聴覚機器等

付表V

パラグアイ側職員	人 数
(1) 所 長	1 人
(2) 下記分野の指導員	
(a) 木 工	4 人
(b) 機 械	3 人
(c) 自動車整備	
1) エンジン	2 人

2) ボディ	2	人
(d) 電 気	2	人
(e) 電 子		
1) ラジオ	1	人
2) テレビ	1	人
(f) 配管・冷凍	3	人
(g) 建 築	2	人
(3) 事務職員		
(4) 秘 書		
(5) タイピスト		
(6) 倉庫管理員		
(7) 運 転 手		
(8) 守衛及びその他		

付表Ⅵ

必要な土地、建物および施設

(1) 土 地

(2) 建物及び施設

建物には次の部屋が用意されているものとする。

(a) 職員の部屋

(b) 所長室

(c) 日本人専門家の部屋

(d) 指導員室

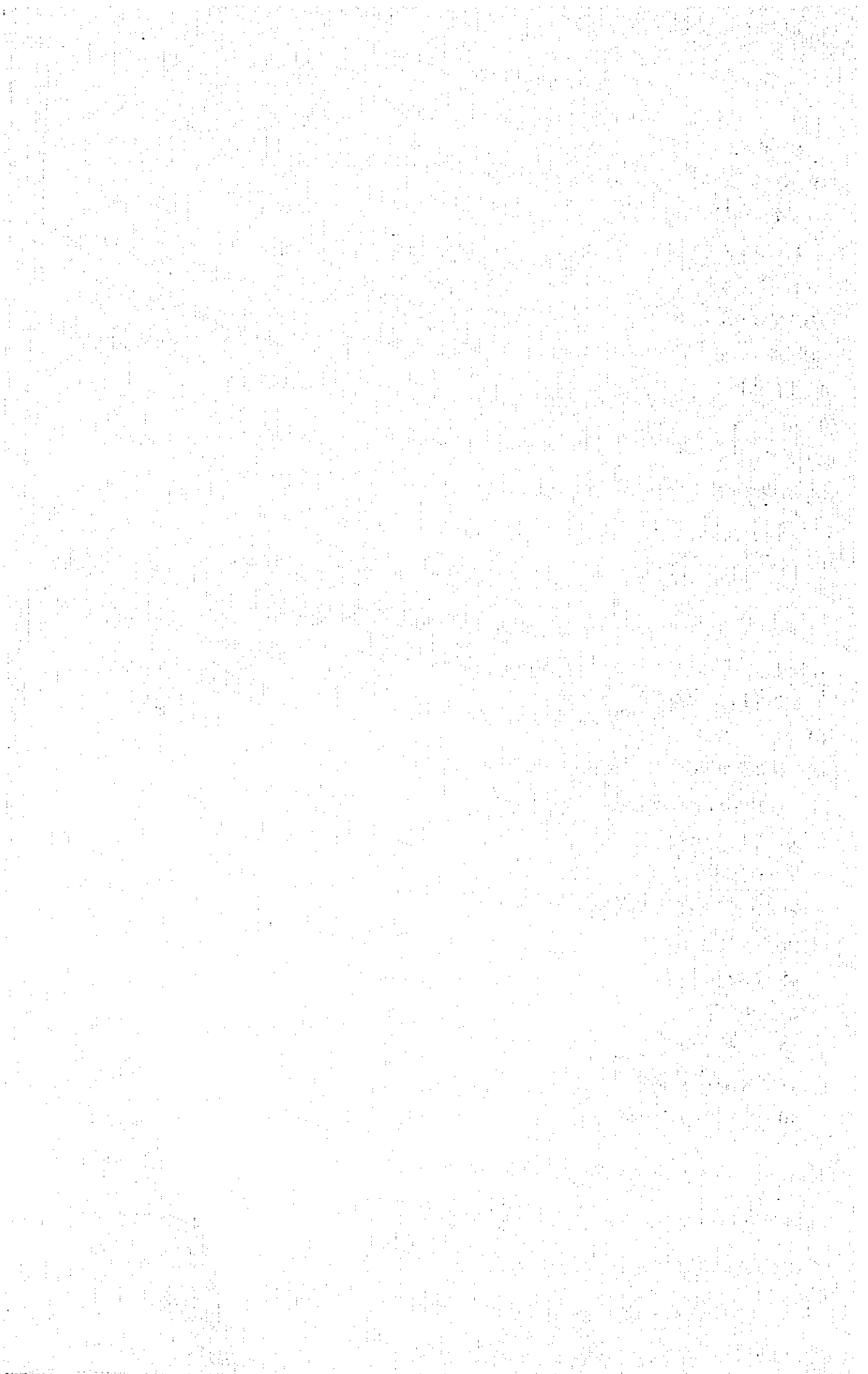
(e) 図書室

(f) 講義室

(g) 会議室

(h) 実習室及び教室

(i) その他必要な施設



## II 調査の概要

### 1 実施協議チーム派遣経緯と目的

パラグアイ国は、運輸、通信、電力等社会開発基盤の整備、拡充を国の重点施策とし、各種開発事業を積極的に推進中であるが、これらの事業の実施に当り、その根幹をなす技術・技能者の不足、さらにはこれらの人材育成のための教育、訓練機関等の極度の不足がその円滑な推進を大きく阻害している。

従って、同国では、今後の各種開発計画の実施に備えて優秀な技能者を養成すること及びそのための施設の整備、拡充が急務となっている。

わが国が協力することとしているプロジェクトを巡る両国の関係は、昭和49年度、セントウリオン商工大臣一行が訪日の際、「総合技術学校設置」について協力要請が行われた時にさかのぼる。その後昭和50年2月JICA派遣の「工業関係技術協力団」及び昭和50年6月、ラ・プラタ河流域諸国経済使節調査団（永野ミッション）が同国を訪問した際にも同様の要請があり、同使節団は日本政府が前向きに対処するよう提言している。

以上の経緯に基づき、昭和51年2月長尾満国際協力事業団理事を団長とする事前調査団が派遣され、わが国の協力の可能性等について調査した。同調査団の広範な活動の結果、パラグアイ国の社会、経済事情からみて、技能者の養成に役立つ施設整備の必要性が高いこと、及びこの分野について同国の技術、産業事情等から日本への協力要請のプライオリティが高いこと等を理由として、わが国が協力することが適当であるという結論に達するとともに、特にわが国としては職業訓練分野の協力を通じて前述のような現地事情に寄与することとなるプロジェクトについて協力する方針が確認された。また、協力する場合の具体的内容に関する調査、即ち「協力プロジェクトの基本計画案」の作成に関し、専門家チームの派遣について強い要請があったこと及び同国政府の財政事情から日本の協力を具体化するためには、無償資金による訓練施設の建設についても協力することが望ましいとする等の提言が行われた。

上記の提言等に基づき、昭和51年12月及び昭和52年5月に技術協力分野に関する専門家チームを派遣し、パラグアイ文部省関係者と協力に関する基本的方向及び内容等について協議を行った。その結果、技術教育の充実を目指す職業訓練センター整備計画の一環としてアスンソン市の中心にある既存の「職業技術学校」を全く新しい「職業訓練センター（CEV）」に改組する計画を日本の協力プロジェクトとして合意し、「職業訓練センタープロジェクト」協力基本計画案が策定された。

この間昭和52年5月には無償資金協力を前提とする「職業訓練センター建設計画基本設計調査団」が派遣され、同年8月機材の一部を含む施設建設費8億円の無償資金協力に関する交換公文が取り交わされた。



本実施協議チームは無償ベース協力との調整をはかりつつ上述の職業訓練センタープロジェクト基本計画案に基づき、昭和53年2月労働省職業訓練局海外技術協力室室長補佐志賀昭二氏を団長とし、職業訓練センター（CEV）の設立の諸条件及びわが国の協力する具体的内容について、パラグアイ文部省関係者と詳細な協議を行い、その結果を現地で討議議事録（R/D）として作成確認することを目的として派遣された。

## 2 実施協議チーム基本方針

- (1) 訓練職種は、木工・機械・自動車整備・電気・電子・配管冷凍機器・建築の7職種とする。
- (2) 協力期間は4年間とする。
- (3) カウンターパートの確保・定着を確認させる。
- (4) 供与機材は、センター方式に支出される限度内とする。
- (5) 無償協力と一体となった協力となるため、全体計画策定及び機材供与計画策定に当たり、常に調整を計ること。

## 3 チームの編成

調査団員の氏名、担当、現職

氏 名	担 当	現 職
志 賀 昭 二 (総括兼職業訓練全般)	団 長	労働省職業訓練局海外技術協力室室長補佐
篤 島 信 也 (機械・電気・電子 冷凍配管機器)	団 員	労働省職業訓練局海外技術協力室員
筑 島 賢 (木工・建築・ 自動車整備)	団 員	雇用促進事業団、千葉総合高等職業訓練校 指導員
表 原 久 義 (技術協力兼業務調整)	団 員	国際協力事業団社会開発協力部 海外センター課員

4 協議日程

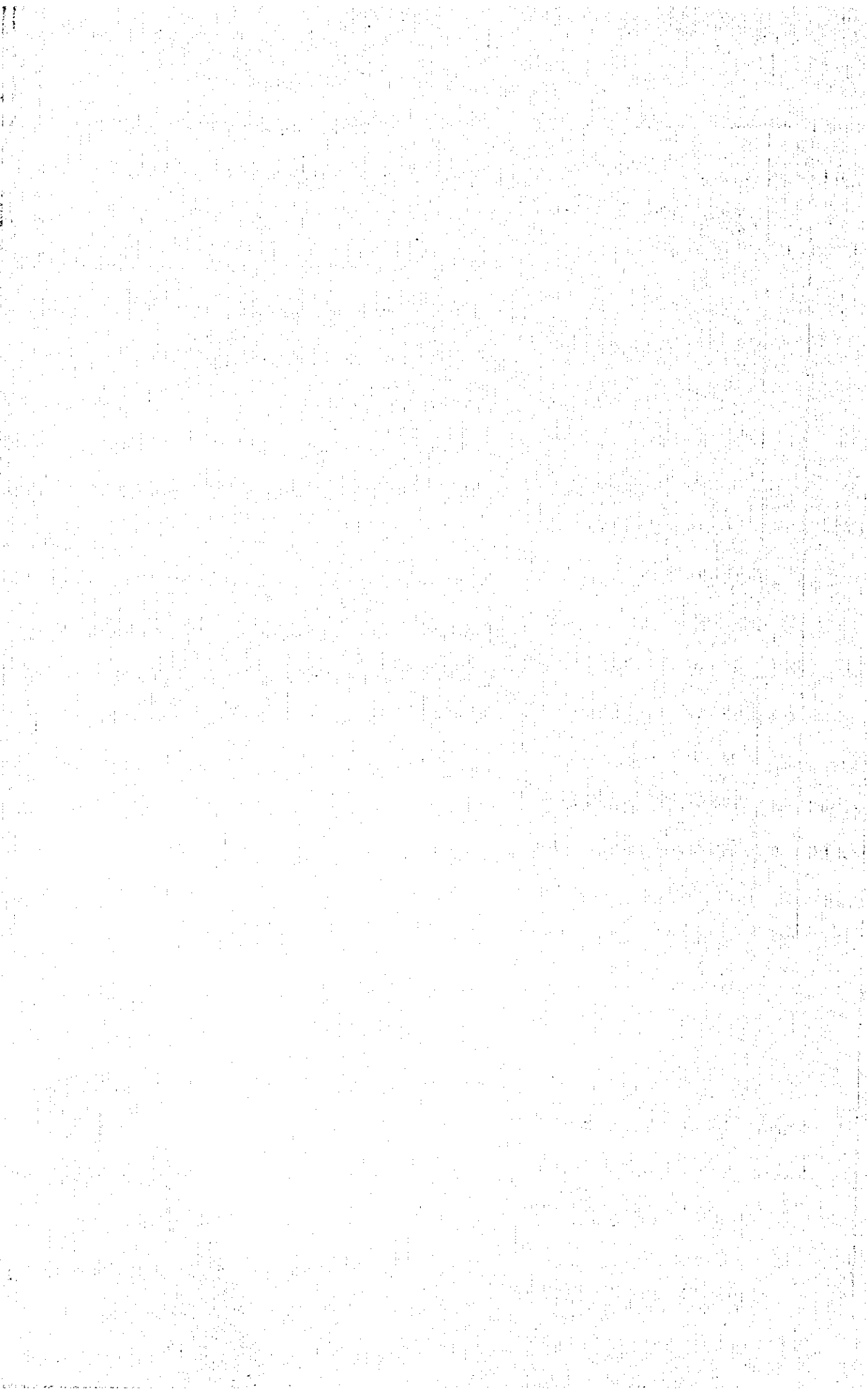
月 日	曜日	時 間	行 程	訪 問 先	主 な 面 談 者	内 容
2月12日	日	18:45発	東京 → ニューヨーク			
2月13日	月	15:15着	← フランスシオン		日本大使館 青木一等書記官 JIOA支部 大類課長 文部省 VELY企画部長 SANTAORUZ	
		16:00 } 17:30		JIOA支部	中島支部長 大類課長	表敬・調査目的の説明
2月14日	火	8:15 } 9:30		日本大使館	浅羽大使 辻参事官 青木一等書記官	表敬・調査目的の説明 R/D・T/S・クエスチ ョンエプーの説明 日程打合せ
		10:00 } 12:00		文部省	VELY部長 FRANCO技術担当官 SANTAORUZ OENTURIÓN	表敬・調査目的の説明 日程打合せ ○パ例より本プロジェ クト実施のため、文 部省令により左記4 名の特別委員会が設 けられた旨説明があ った。 (本委員会は施設完 成迄の期間の全責任 を負う)
		14:00 } 16:00			日本設計 大隈	○無償ベース協力の進 捗を聴取 (2月15日調印予 定)
		17:00 } 19:00				○チーム打合せ
		20:00			浅羽大使・辻参事官 青木一等書記官 日本設計；大隈・角 斗	大使主催夕食会
2月15日	水	8:30		文部省	VELY, FRANCO SANTAORUZ,	R/D・T/S・クエスチ ョネプーの提示

月 日	曜日	時 間	行 程	訪 問 先	主 な 面 談 者	内 容
2月15日	水	8:30			OENTURIÓN	
		8:45 }			DR. RAUL PENA 文部大臣	表敬・調査目的の説明
		9:00			DR. FABIO RIVAS 総局長	
		9:15 }			VELY, FRANCO SANTACRUZ, OENTURIÓN	1. クエスチョネー の説明 2. R/D の説明及び 討議 文部省英文訳は 「The ministry of Education and Wor- ship」と確認。 (1) Master Planの確 認 (2) 日本人専門家派遣 確認 (3) 特権・免除・便宜 供与確認  〔本日午後、無償ペー スの調印が行なわれた〕
		12:00				
		16:00 }				チーム打合せ
		21:00				
2月16日	木	8:30		文 部 省		R/D 討議 1. 医療の便宜供与 2. 機材リストの説明 3. カウンターパート 受入の説明 4. パ側負担事項の確 認
		12:00				
		15:00 }		文 部 省	VELY, SANTACRUZ, OENTURIÓN	ベリー部長より質問状 に対する回答を2月20 日(月)迄にしたい旨 発言があり、協議の結 果2月21日(火)を署 名予定日とした。 1. パ側負担事項の経 続協議並びに確認 2. プロジェクトの運 営等の確認 R/D の討議を終了
		17:00				

月 日	曜 日	時 間	行 程	訪 問 先	主 な 面 談 者	内 容
2月17日	金	8:30 ↓ 9:30		大 使 館	辻参事官	R/Dタイプの依頼 進捗報告、署名日打合せ
		10:00 ↓ 12:00		文 部 省	VELY, SANTACRUZ, CENTURION	1. T/Sの説明及び 討議 2. A <sub>1</sub> ~A <sub>4</sub> FORMの 説明
		14:00 ↓ 17:00		住宅調査		
		21:00			VELY, SANTACRUZ, CENTURION	文部省主催夕食会
2月18日	土	8:30 ↓ 12:30		文 部 省	VELY, SANTACRUZ, CENTURION	クエスチョネアー回答 の説明をバ例より受 け、確認及び討議を行 なう。
		14:00 ↓ 17:00				資料整理
2月19日	日					資料整理
2月20日	月	9:00 ↓ 10:30		文 部 省	VELY, SANTACRUZ, CENTURION	1. R/D スペイン語 訳受領 2. サインの方法の確認
		11:00 ↓ 12:30		大 使 館	辻参事官	1. R/D 英文タイフ の受領 2. R/D スペイン語 訳のチェックを辻参 事官に依頼 3. 署名日打合せ
		14:00 ↓ 15:00				チームR/D, T/S 読 み合せ
		15:00 ↓ 16:00		文 部 省	VELY, SANTACRUZ, CENTURION	R/D T/S の確認

月 日	曜日	時 間	行 程	訪 問 先	主 な 面 談 者	内 容
2月21日	火	8:30 ↓ 9:30		文 部 省	VELY, SANTA CRUZ	VELY部長より文部大臣 急病のため署名の延期し たい旨連絡あり。2月24 日(金)を署名予定日と した。
		10:00		大 使 館	浅羽大使 辻参事官	1. 公信依頼 2. 署名日変更の旨連絡
		15:00 ↓ 17:30		文 部 省	VELY, SANTA CRUZ, OENTURION	R/D スペイン語訳につ いて訂正箇所討議
2月22日	水	8:30 ↓ 9:30		三有学園	栄田祐司園長 JICA 支部 大類課長	1. 日本人専門家13家族 が赴任予定の旨説明 2. バラグツイ教育事情 を聴取
		10:00 ↓ 12:00		トヨタシ	クリタカオメル	1. 車の価格表 2. 納期 3. 免税手続 等の事情聴取
		15:00 ↓ 17:30		住宅事情調査		4軒の住宅を調査
2月23日	木	9:00		文 部 省	VELY	R/D T/S 署名日打合 せ 2月24日とする旨決定
		9:30 ↓ 12:00		文 部 省	カウンターパート	A <sub>3</sub> FORMを資料に面接 し、 1. 経験、能力 2. 得意、不得意科目 等の聴取
		15:00 ↓ 17:30		工場見学 (木工工場) 建築工事見学		
2月24日	金	8:30		文 部 省	VELY	R/D, T/S 最終チェック
		9:15 ↓ 9:45		文 部 省	RAUL PEÑA 文部大臣 浅羽大使	R/D, T/S の署名

月 日	曜日	時 間	行 程	訪 問 先	主 な 面 談 者	内 容
2月24日	金	10:00 }		大 使 館	浅羽大使 辻参事官	公債依頼 帰国挨拶
		12:30				
		15:00 }				
		16:30		JIOA 支部	中島支部長	帰国挨拶
	20	20:00			RIVAS 総局長 VELY 企画部長 SANTACRUS, OENTURIÓN 辻参事官, 中島支部長	団長主催夕食会
2月25日	土	9:00 }			秋田氏(通訳)	クエスチョネアー回答等 の翻訳のチェック
		11:00				
		14:00 }				
		16:00				資料整理
		16:00 }		JIOA 支部	前川課長	子女教育の問題事項の聴 取
		17:00				
2月26日	日	15:50発	アソシオン			
3月1日	水	19:15着	東京			



■ 協議経過

事項	日本側原案	パラグワイ側意見	日本側意見	結果及び問題点
1. センター概要 1. 名称	The Vocational Training Center	英文は日本側原案でよいがスペイン語は、Centro de Entrenamiento Vocacional "Presidente Carlos Antonio López"	了承	R/1) 英文名; The Vocational Training Centre スペイン語名; Centro de Entrenamiento Vocacional "Presidente Carlos Antonio López"
2. 目的	for the purpose of providing practical and theoretical training for Paraguayan trainees who will be contributing to the industrial and economic development of the Republic of Paraguay.	同左	同左	原案どおり
3. 設置場所	1. 所在地の明記 2. 機材送付先 (Consignee)	1. Calle 8 de Diciembre e Inglaterra Asunción, Paraguay. 2. Ministerio de Educación y Culto. Centro de Entrenamiento Vocacional. "Presidente Carlos Antonio López". Chile 849 - Asunción, Paraguay. Rte. Jica.	1. 2. 了承	同左
4. 訓練内容 (1) 職種	木工・機械・自動車整備・電気・電子・配管冷凍機器・建築の7職種 特1. うち、自動車にエンジン・ボディ、電子にラジオ・テレビの選択を採用する。 2. 木工のうち、手木工については技術協力を行なわない。	同左	同左	原案どおり



事 項	日本側原案	ブラジリオ側意見	日本側意見	結果及び問題点
	(これはカリキュラムで確認する)			
(2) 訓練対象	小学校卒の主として無技能者 (年齢制限を加えない)	同 左 授業料は無料とする	同 左	原案どおり 参考: クエスチョンアー 4の解答
(3) 訓練定員	各職種20名 但し、自動車はエンジン10名、ボディ10名、電子はラジオ10名、テレビ10名とする。	同 左	同 左	原案どおり
(4) 訓練期間	1年間 (1月末週～11月末週 の41週間)	1年間 (1月の第3週より 11月末週まで)	了 承	同 左 参考: クエスチョン アー3-(2)の解 答
(5) カリキュラム a) 習得目標 b) 時間割	資料 のとおり 1,700時間 1) 学科については実技に必要な知識を習得させることとし、国語、社会等一般教養に係る科目は除く。 2) また、数学、理科等で実技の基本的知識となる部分に関しては、学科のカリキュラム内で習得させる。	同 左	同 左	原案どおり
(6) その他 a. 休日	毎日曜日及び祭日とする	同 左	同 左	原案どおり 参考: クエスチョンアー 解答10
b. 訓練方式	1日8時間 月～金 7:00～12:00 2:00～5:00 土 7:00～10:00 12:00～2:00は休憩時間とし、食堂で有給の軽食サービスを行う。	同 左 土曜の10時以降は、機材の保守管理に当てる。	同 左	参考: クエスチョンアー 3-(2)の解答 別添1
c. 体育		5:00 以降1時間の体育の時間を設ける。 (ハ例にて予算措置)	日本人専門家の業務に含まれない。	同 左

事 項	日本側原案	パラグアイ側意見	日本側意見	結果及び問題点
d. 印刷	1) 日本の技術協力に含まれない。 2) 日本の協力による訓練方式によること、を条件にセンター内で印刷訓練がありうる。			
e. 訓練方法	訓練は日本人専門家の協力により、パラグアイ側指導員により行なわれる。	同 左	同 左	参考：運営組織
I 日本人専門家派遣	1. 首席顧問 1 調整員 1 木工 1 機械 2 自動車整備 2 電気 2 電子 1 配管冷凍機器 2 建築 1 必要に応じ短期専門家	同 左	同 左	原案どおり 参考：協力計画 ( Tentative Schedule )
	2. 特権・免除・便宜供与 (1) 所得税・関税等の免除	了 承	同 左	原案どおり
	(2) 車1家族1台を含む日用品の免税  (3) 医療の無料サービス	了 承  全額無料サービスは困難である。しかし、本プロジェクト日本人専門家に対してはAクラスの保険を適用したい。これは診察の場合、個人負担50%、但し、薬代は全額個人負担、手術の場合は、25~80%迄個人負担となる。	同 左  左記回答をクエスチョナー解答とする旨要求。 並びに推せんできる病院リストも要求。	同 左  左記の解答を得た。しかし、これではJICA共済会に劣っているので、専門家はJICA共済会を利用することになろう。
II 機材供与	1. 主な機材をAnnex IVにのせる。	了 承	同 左	同 左
	2. 機材は、パ国の港でパ国政府の財産となる。	了 承	同 左	参考：クエスチョネアー 8で

事 項	日 本 側 原 案	パラグアイ側意見	日 本 側 意 見	結果及び問題点
	<p>よって、機材の引取り・国内輸送・燃費はパ例が行なう。</p> <p>但し、機材の使用については、日本人専門家と協力の上、本プロジェクトの実施のためだけに使用する。</p>			<p>1) コンサイニー 2) 引取に要する日数 3) 倉庫等を確認した。</p>
<p>IV カウンターパートの日本での研修</p>	<p>1. 本プロジェクト関係者の年間3~4名の受入 ※53年度8ヶ月5名(変更がありうる)のA<sub>2</sub>A<sub>3</sub> FORMを提出を急がせる。(労働者の受入可能の職種の条件有) ※54年度以降首席顧問が予算の制約のもとで決定する。</p>	<p>了 承 53年度日本における研修予定者は、各職種より1名とし、かつ、その職種で一番重要な人物を選択する。 また、英語の勉強もしておく。</p>	<p>受入準備のため予定者との面談を行なった。 1978年7月~2月迄の8ヶ月間としたい。</p>	<p>原案どおり 参考：協力計画 (Tentative Schedule) 人数及び期間については変更がありうる旨確認した。</p>
	<p>2. パ国政府は、パラグアイ人が日本の研修で得た知識および経験が本プロジェクトの実施に役立つための措置を講ずる。(定着化)</p>	<p>4~5年の雇用契約を考へており、定着化の措置として日本での技術研修を受けた者が、契約期間内に辞職する場合、それに要した経費等を負担するようにする。</p>	<p>了 承</p>	<p>原案どおり</p>
<p>V パラグアイ側協力内容 1. 訓練施設</p>	<p>訓練施設の建設は、日本側無償協力によりパ例が行なうが、本R/Dにおいては技術協力センター協力方式により、土地及び建物パラグアイ側負担とする。</p> <p>1. 土地 2. 建物及び施設 (1) 事務所 (2) 所長室 (3) 日本人専門家の部屋 (4) インストラクターの部屋 (5) 図書館 (6) 講義室</p>	<p>了 承</p>	<p>同 左</p>	<p>原案どおり</p>

事 項	日 本 側 原 案	パラグアイ側意見	日 本 側 意 見	結 果 及 び 問 題 点
	(7) 会議室 (8) 実習室及び教室 (9) その他必要な施設			
2. パラグアイ側職員 (カウンターパート等) 配置について	④ 1. センター所長 1 2. インストラクター 木工 4 機械 3 自動車整備 エンジン 2 ボデー 2 電気 2 電子 ラジオ 1 テレビ 1 配管冷凍機器 3 建築 2 3. 事務職員 4. 秘書 5. タイピスト 6. 倉庫管理人 7. 運転手 8. 警備員他	1. 2. は同左 3.~8.については、クエスチョナー解答の別添Vのとおり。 配置計画については、 1. は適当な時期 2. は旧職業技術学校の10人の指導員は就業中なので、残り10人を適当な時期に任命する。 3.~8.は、適当な時期	了 承 訓練開始に支障なきよう配置されたい。 訓練生の募集・日本における研修等の配慮が必要。 4.の秘書は、日本語とスペイン語のできる人を当初数年間配置して欲しい旨要求した。	原案どおり 参考：協力計画 (Tentative Schedule)  日本語とスペイン語のできる秘書を最低1人は配置する。
3. カウンターパートの資格・要件	④ 1. 技術系学校を修了し、かつ専門家実技に関し実務経験が3年以上有すること。 2. 自動車整備については、普通及び営業用免許を有すること。 3. 電気において、屋内配線工事作業を指導する指導員はANDEの資格を有すること。	了 承	同 左	原案どおり
4. 運営費等費用の負担				※ 1978年予算書 (クエスチョナー 解答5-3別添Ⅳ) を参照
(1) 教材・補完機材費用	R/D Ⅲ章により日本側より供与される機材以外でプロジェクトの実施に必要な機材の調達および取替えは、バ側負担とする。	了 承	同 左	原案どおり

事 項	日 本 側 原 案	パ ラ グ ラ フ イ 側 意 見	日 本 側 意 見	結 果 及 び 問 題 点
(2) 公務出張用旅費	公務出張の費用はバ側負担	了 承	同 左	原案どおり
(3) 通勤用車	業務中及び通勤用運転手付車はバ側負担	了 承 運転手付通勤用車を与える。	了 承 13名の専門家が通勤できる運転手付車を提供されたい。	最低1台で2台もありうる。
(4) 住 居	住居の提供あるいは住居手当の支給(バ側負担)	住居提供は困難である。	現時点において困難とされたい。	R/D上はバ側負担とし、クエスチョナー解答(7-(1))で現時点においては困難であるとした。
(5) 機材の輸送・搬付・運転及び維持管理	バ側負担	了 承	同 左	原案どおり
(6) 機材に係る関税・内国税その他課徴金	バ側負担	了 承	同 左	原案どおり
(7) 教科書作成費	バ側負担	了 承	同 左	原案どおり
(8) その他運営費	バ側負担	了 承	同 左	原案どおり
II プロジェクトの運営				
1. 文部次官、所長、首席顧問、日本人専門家の責任分担	1. 次官：プロジェクト全責任 所長：センターの運営責任 首席顧問：技術的事項の責任 (日本人専門家、首席顧問の指示により技術的事項について協力する)	了 承 但し、省令によりプロジェクト施設が完成するまでは、委員会(VELLY委員長)が全責任を負う。	了 承	原案どおり
2. 運営組織		1の了解のもとに了承。 但し、実際の運営は所長及び運営審議会が行なう 運営審議会は、プロヴェ	日本人専門家は技術的事項についてのみ責任を負い、バ側インストラクターを通じて訓練	原案どおり

事 項	日本側原案	パラグアイ側意見	日本側意見	結果及び問題点
	<p>文部次官 ↓ 首席顧問 (相互協力) 所長 ↓ 日本人 訓練 インスト 専門家 技術的 ラクター 1) アドバ (訓練) イス 訓練生 2) 訓練生に対する訓練の補助</p>	<p>クト設置委員会の4名と 所長及び日本人首席顧問 の6名を予定している。</p>	<p>生を教える。 (但し、訓練開始時 においてインストラク ターの訓練能力が不 足する等の場合は、 直接生徒を教えるこ とがありうる。</p>	
Ⅵ 日本人専門 家へのクレ ーム	<p>日本人専門家の業務上過 失については、バ国政府 が責任を負う。</p>	了 承	同 左	原案どおり
Ⅶ 相互協議	<p>R/Dに関する問題は、 両国政府が協議する。</p>	了 承	同 左	原案どおり
Ⅷ 協力期間	署名後4年間	了 承	同 左	昭和53年2月24日より 57年2月23日まで

[The page contains extremely faint and illegible text, likely due to low contrast or scanning quality. No specific content can be transcribed.]

## IV パラグアイ職業訓練センター

### 1. 概 要

#### (1) 目 的

パラグアイで不足している小規模工業分野、技術サービス分野の技能労働者を養成するため、首都アスンシオンに職業訓練センターを設置する。

#### (2) 名 称

日本語名	パラグアイ職業訓練センター
英語名	The Vocational Training Center Project in the Republic of Paraguay
スペイン語名	Centro de Entrenamiento Vocacional "Presidente Carlos Antonio López"

#### (3) 場 所

Calle 8 de Diciembre e Inglaterra.

Asunción, Paraguay.

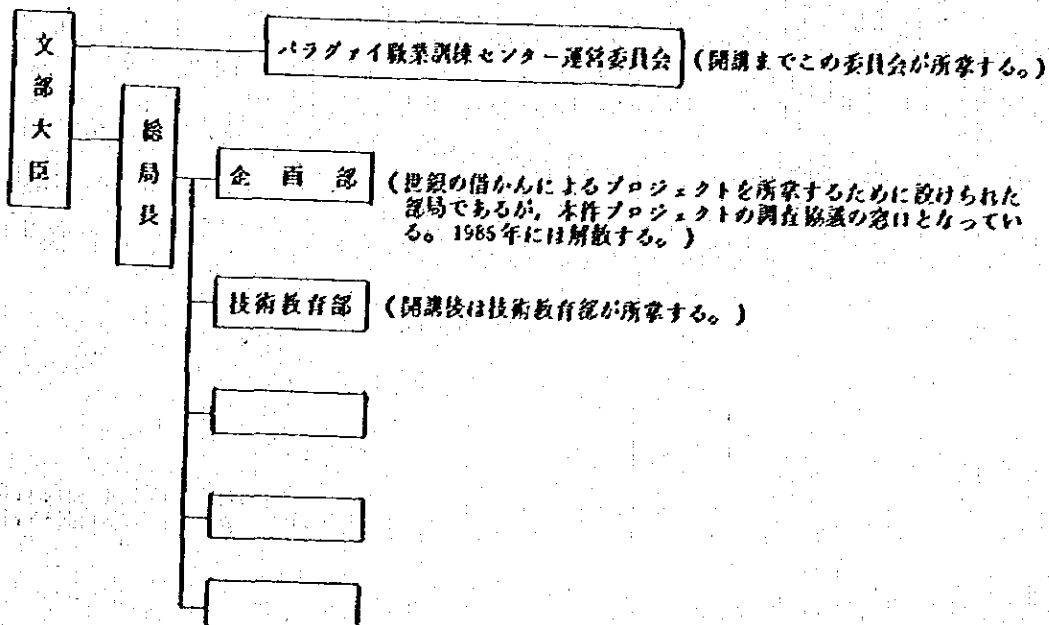
#### (4) 討議議事録による協力期間

1978年2月24日から1982年2月23日まで

#### (5) 所属官庁

イ. パラグアイ共和国文部省が所管する。

#### ロ. 組織図



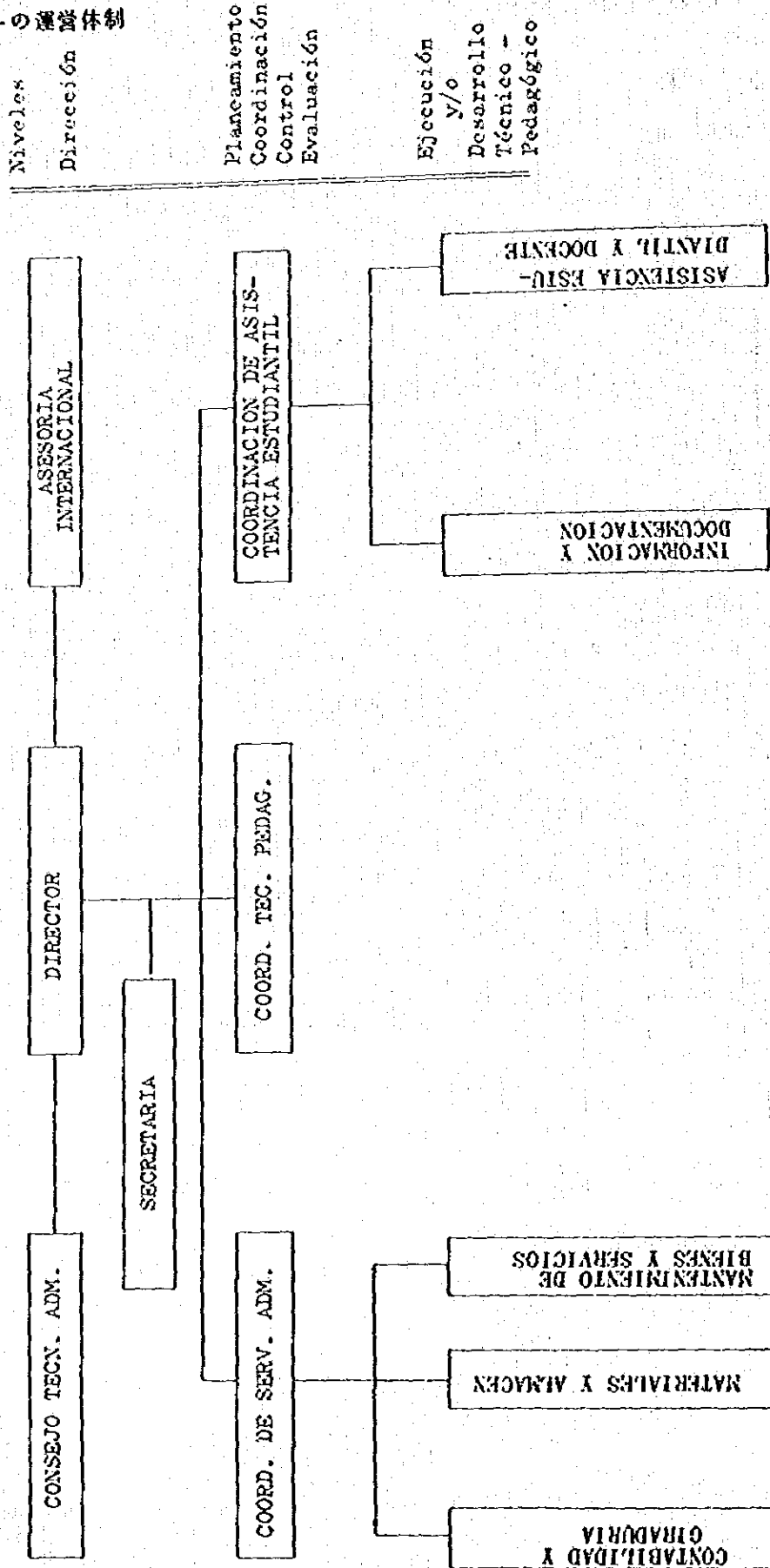
※ 本技術協力プロジェクト、カウンターパート、ディレクターは企画部長兼技術教育部長を兼任している。



2. センターの運営体制

CENTRO DE ENTRENAMIENTO VOCACIONAL

ORGANIGRAMA



Niveles

Dirección

Planeamiento  
Coordinación  
Control  
Evaluación

Ejecución  
y/o  
Desarrollo  
Técnico -  
Pedagógico

### 3. 訓練対象と訓練目標

#### (1) 訓練対象

主として無技能者であって小学校卒業以上の教育を修了した者

#### (2) 訓練目標

訓練各分野における基礎的な技能を付与する。

### 4. 訓練職種及び定員

訓練職種	選択コース	定員
木工科		20
機械科		20
自動車整備科	エンジン整備	10
	車体整備	10
	計	20
電気科		20
電子科	ラジオ修理	10
	T V 修理	10
	計	20
配管・冷凍機器科		20
建築科		20
計		140

### 5. 各職種別訓練目標及び訓練内容

実施協議チームとパラグアイ政府との協議の結果、パラグアイ政府は1977年5月に派遣された専門家チームと協議して作成した次の内容で異存ない旨回答している。

(1)	職 種	木 工 科	定 員	20 人
-----	-----	-------	-----	------

訓練目標

家具等の木製品の製作及び木製窓わく、壁装等の造作に必要な技能、木工用器工具及び機械の整備に必要な技能を修得させる。

訓練内容 カリキュラム

実 技		学 科	
内 容	訓練時間	内 容	訓練時間
1. 手木工作業	300	1. 木工材料	50
2. 機械木工作業	300	2. 木工製図(読図)	30
3. 器土具及び機械の整備作業	100	3. 木工機械器具取扱法	50
4. 家具製作作業	200	4. 〃 整備法	50
5. 窓わく壁装等の造作作業	300	5. 家具製作法	80
6. 木工塗装作業	100	6. 室内造作法	110
		7. 木工塗装法	30
小 計	1,300	小 計	400
		合 計	1,700

(2)	職 種	機 械 科	定 員	20 人
-----	-----	-------	-----	------

訓練目標

金属の加工に必要なけがき、鍛造、板金、溶接、測定及び工作機械（主として旋盤）による機械加工に必要な技能を修得させる。

訓練内容 カリキュラム

実 技		学 科	
内 容	訓練時間	内 容	訓練時間
1. けがき作業	50	1. 機械一般（構造機能）	100
2. 鍛造作業	100	2. 機械工作法	80
3. 手仕上げ	100	3. 電気一般	40
4. 板金作業	100	4. 機械製図	120
5. 溶接作業	150	5. 機械材料	60
6. 測定作業	100		
7. 旋盤作業	450		
8. 旋盤以外の工作機械による 機械加工	250		
小 計	1,300	小 計	400
		合 計	1,700

(3)	職 種	自動車整備科	定 員	20 人
-----	-----	--------	-----	------

訓練目標

乗用車，貨物自動車，農業機械等のガソリンエンジン及びディーゼルエンジンの分解，組立，点検，調整等の整備に必要な技能，並びにこれらの車体及びシャシの分解，組立，点検，調整等の整備に必要な技能を修得させる。

訓練内容 カリキュラム

実 技		学 科	
内 容	訓練時間	内 容	訓練時間
1. 金属加工の基本手仕上げ作業	70	1. 自動車の構造一般	50
2. 基本的な工作機械による金属加工作業	50	2. 電気装置	50
3. 測定作業	30	3. 検査，試運転法一般	50
4. 点検，試運転作業	50		
A主としてエンジンについての訓練を専攻する者	B主としてシャシについての訓練を専攻する者	A主としてエンジンについての訓練を専攻する者	B主としてシャシについての訓練を専攻する者
1. ガソリンエンジン(トランスミッションを含む)の分解，組立，点検調整作業 600	1. シャシの分解，組立，点検，調整作業 500	1. ガソリンエンジン(トランスミッションを含む)及びディーゼルエンジン(トランスミッションを含む)の構造及び整備法 250	1. 動力伝達装置，走行装置等のシャシの構造及び整備法 150
2. ディーゼルエンジン(トランスミッションを含む)の分解，組立，点検，調整作業 500	2. 車体の板金作業 200		2. 農業機械の構造一般 50
	3. 車体の塗装作業 100		3. 溶接法 30
	4. ガス溶接及びガス切断作業 200		4. 塗装法 20
	5. フック溶接作業 100		
小 計	1,300	小 計	400
		合 計	1,700

(4)	職 種	電 気 科	定 員	20 人
-----	-----	-------	-----	------

訓練目標

電動機，変圧器等の分解，修理，組立及び屋内配線工事に必要な技能を習得させる。

試練内容 カリキュラム

実 技		学 科	
内 容	訓練時間	内 容	訓練時間
1. 金属加工の基本仕上げ作業	50	1. 電気概論	150
2. 電気測定作業	50	2. 電気機器の構造	70
3. 電動機，変圧器の分解，組立	250	3. 電気材料一般	50
4. 電動機，変圧器の修理作業	250	4. 電気製図（読図）	40
5. 巻線作業	100	5. 電気計測一般	70
6. 屋内配線工事	200	6. 電気工事一般	60
7. 家庭用電気機器の分解組立 修理作業	150	7. 電気機器の故障及び修理法	60
8. 配電作業	150		
小 計	1,200	小 計	500
		合 計	1,700

(5)	職 種	電 子 科	定 員	20 人
-----	-----	-------	-----	------

訓練目標

ラジオ又はテレビジョンの分解、組立及び修理に必要な技能を習得させる。

訓練内容 カリキュラム

実 技		学 科	
内 容	訓練時間	内 容	訓練時間
1. 電気測定作業	100	1. 電気概論	50
2. 電子計測作業	150	2. 電子概論	100
3. 回路の組立て作業	250	3. 電気・電子測定法	100
		4. 電子機器材料一般	50
A主としてラジオについての訓練を専攻する者	B主としてテレビジョンについての訓練を専攻する者	A主としてラジオについての訓練を専攻する者	B主としてテレビジョンについての訓練を専攻する者
1. ラジオの分解 700 組立、修理作業	1. テレビジョン 700 の分解、組立、 修理作業	1. ラジオの回路 100 図 2. ラジオの構造 100	1. テレビジョン 100 の回路図 2. テレビジョン 100 の構造
小 計	1200	小 計	500
		合 計	1700

(6)	職 種	配管・冷凍機器科	定 員	20 人
-----	-----	----------	-----	------

訓練目標

家庭用冷蔵庫、パッケージ型エアコン、冷凍庫等の据付け、修理に必要な技能並びに建築工事に附帯する金属管及び非金属管の配管に必要な技能を習得させる。

訓練内容 カリキュラム

実 技		学 科	
内 容	訓練時間	内 容	訓練時間
1. 木工基本作業	100	1. 木工加工法	30
2. 金属基本仕上作業	150	2. 冷凍法一般	40
3. 管加工、配管基本作業	250	3. 空調法一般	30
4. ガス溶接作業	100	4. 管工作法一般	60
5. 電気溶接作業	100	5. 配管製図(読図)	30
6. 冷凍機器据付作業	220	6. 溶接法	60
7. 冷凍機器修理作業	300	7. 冷凍機器の構造	50
8. 検査・点検・保守作業	80	8. 配管材料	40
		9. 冷 媒	30
		10. 電気一般	30
小 計	1,300	小 計	400
		合 計	1,700



(7)	職 種	建 築 科	定 員	20 人
-----	-----	-------	-----	------

訓練目標

主として鉄筋コンクリート建築工事の型わくの施工及びコンクリート打設に必要な技能並びに建築工事に使用する鉄筋の切断加工及び配筋に必要な技能を修得させる。

訓練内容 カリキュラム

実 技		学 科	
内 容	訓練時間	内 容	訓練時間
1. 基本的な木製品の加工作業	150	1. 建築構造概論	70
2. 型わく製作作業	150	2. 建築設備一般	50
3. 型わく支併工作業	300	3. 建築材料一般	50
4. 鉄筋	100	4. 建築製図一般(読図)	50
5. 配筋作業	100	5. 測量法一般	50
6. コンクリート調合、打設作業	100	6. 鉄筋コンクリート構造	80
7. 基本的なガス溶接及びガス切断作業	100	7. 鉄筋工作法	50
8. 足場組立作業	150		
9. 基本的な測量作業	50		
10. 一般的な地業(基礎工事作業)	100		
小 計	1,300	小 計	400
		合 計	1,700

## 6. 訓練方式及び訓練実施期間

### (1) 訓練方式

1日1回、次の時間割にもとづき訓練を実施する。

#### イ. 平日

AM					PM						
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
訓練					昼食		訓練			体育	
10～20分の休憩を2・3回とる							20分の休憩を1回とる				

なお、体育については現地独自で実施することとしている。

#### ロ. 土曜日

AM					
7	8	9	10	11	12
訓練			休憩		機材の整備
10分の休憩を2回とる			20分		

### (2) 訓練実施期間

毎年1月第3週目から11月末週目までの41週間とする。

ただし、訓練開始第1年次にあたる1979年度における訓練の始期日及び終期については、建物建設進捗状況等を勘案し、おって日バ協議のうえ決定することとしている。

## 7. 指導員

実施協議チームとパラグアイ政府との協議の結果、本プロジェクトの運営に必要な指導員の数、その資格について次のとおり合意に達した。なお、指導員の確保について10名は従来のE.T.V.から、7名は教員養成学校(I.S.E.)特別研修生から、残り3名については民間から資格を満たすものを配置する計画である。

### (1) 指導員の資格

技術系の学校(従来のE.T.Vを含む。)を修了し、担当しようとする専門分野について3年以上の実務の経験を有すること。なおこのほか自動車整備科を担当する指導員については、普通及び営業用自動車運転免許証を有すること、電気科において屋内配線工事を担当する指導員については、ANDE(電力供給会社)の発行する屋内配線工事資格証明書の交付を受けていること。

### (2) 指導員の配置計画

訓練職種(担当分野)	指導員の数
木 工 員	4
機 械 員	3
自動車整備員(エンジン整備)	2
自動車整備員(車体整備)	2
電 気 員	2
電 子 員(ラジオ修理)	1
電 子 員(TV修理)	1
配管冷凍機器員	3
建 築 員	2
計	20

### 8. 日本人専門家

実施協議チームとパラグアイ政府との協議の結果、本プロジェクトに派遣する日本人専門家の業務、その必要な数、派遣予定時期について次のとおり合意に達した。

#### (1) 日本人専門家の業務及び人数

区 分(指導分野)	人数	業 務
顧問	1	1. 訓練計画、訓練カリキュラム作成とセンター運営に対する助言と協力 2. 日本国政府が供与する機材の設置、使用及び保守管理に関する全般的な助言と協力 3. プロジェクト運営全般にわたる技術的助言と協力
木 工 専 門 家	1	1. 各訓練部門における訓練計画、訓練カリキュラム作成と実施に対する助言と協力 2. 各訓練部門における個別指導員の指導 3. 日本国政府が供与する機材の設置、使用及び保守管理に関する技術的な助言と協力 4. その他、顧問の指示する職務
塗装(塗装工及び仕上げ)専門家	1	
塗装(板金・溶接及び鍛造)専門家	1	
自動車整備(エンジン整備)専門家	1	
自動車整備(車体整備)専門家	1	顧問の指示する業務調整及び教育的業務
電 気(室内配線)専門家	1	
電 気(機器修理)専門家	1	
電 子 専 門 家	1	
配管・冷凍機器(配 管)専門家	1	
配管冷凍機器(空調・冷凍機器)専門家	1	
建 築 専 門 家	1	
測 量 員	1	

#### (2) 派遣時期

署名されたテンプレートスケジュールのとおり。

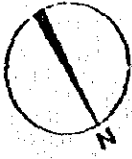
## 9. 施設

日本の技術協力方式では、技術協力に必要な土地、建物は被援助国の負担となるが、建物については、日本からの無償資金協力により建設されることとなっており、既にこの手続についての調印は1977年10月26日に終えている。なお、その全体配置計画、各建物毎のレイアウト等については、パラグアイ政府、技術協力専門家チーム、実施協議チーム、労働省、外務省及びパラグアイ政府から委託される日本のコンサルタントとの間で十分に協議調整のうえ、次のとおり計画されている。

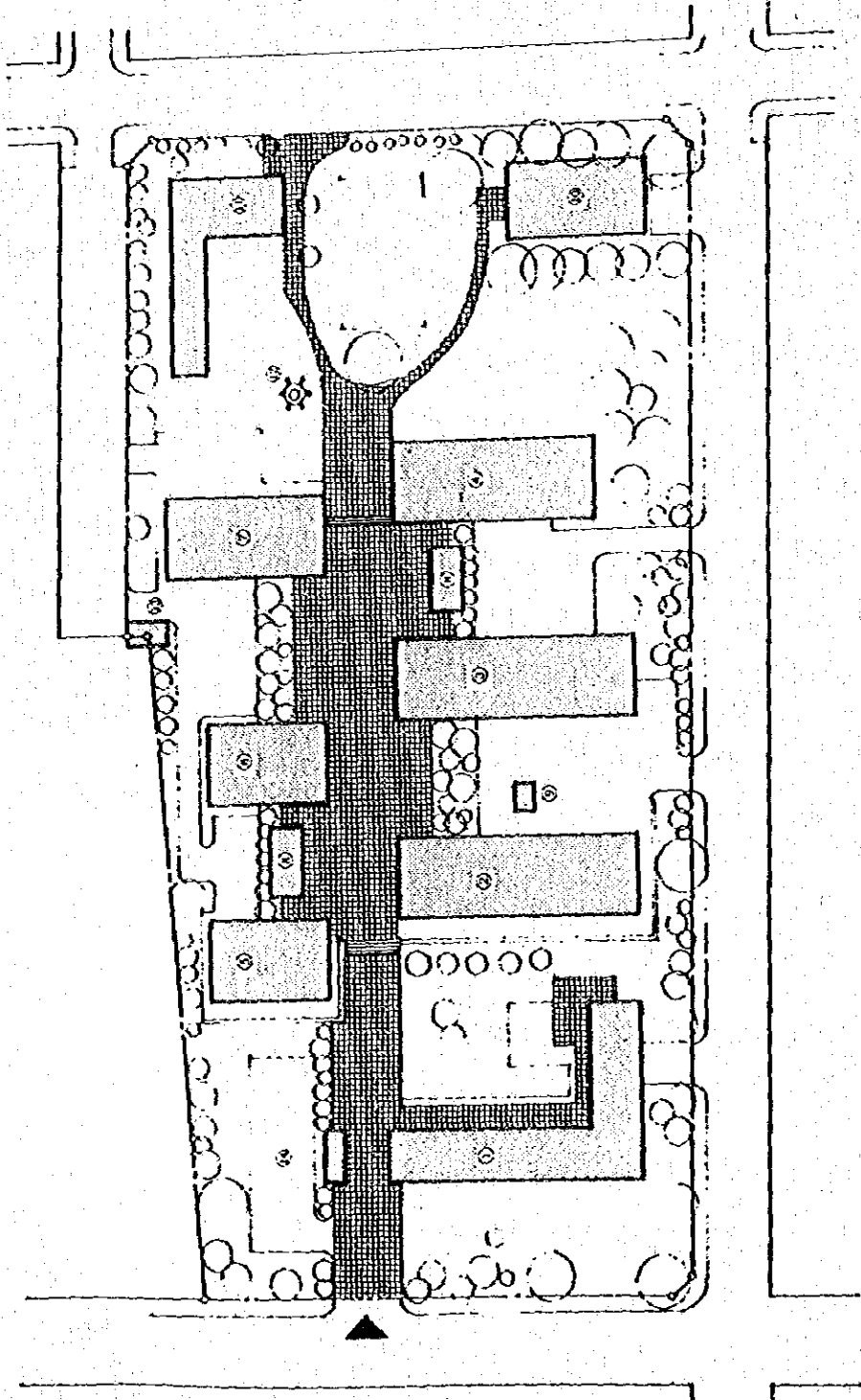
### (1) 建物レイアウト図

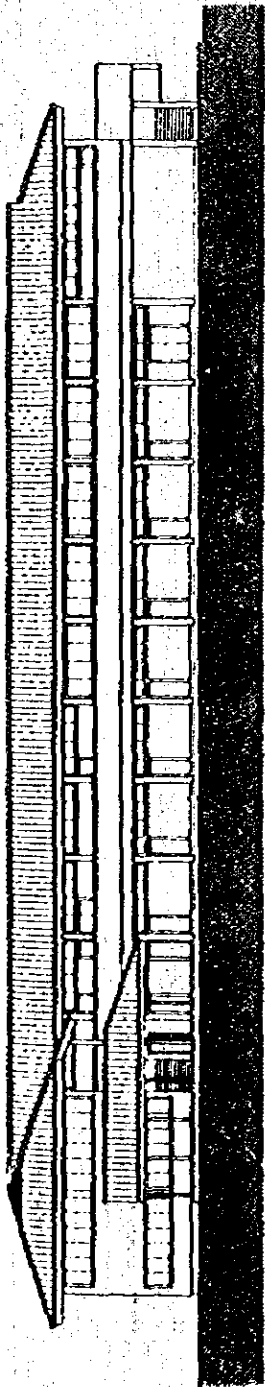
## 10. 訓練機材

本プロジェクトの実施に必要な機材としては、次のものが予定されており、技術協力に伴う供与のほか一部については、前述の無償資金協力によりパラグアイ政府が購入することとしている。



- ① EDIFICIO PRINCIPAL
- ② MECANICA GENERAL
- ③ AUTOMECANICA
- ④ EBANISTERIA
- ⑤ ELECTRICIDAD
- ⑥ REFRIGERACION Y PLOMERIA
- ⑦ CONSTRUCCIONES
- ⑧ BANOS Y SANITARIOS
- ⑨ DEPOSITO
- ⑩ ARTES GRAFICAS
- ⑪ ADMINISTRACION
- ⑫ TANQUE AGUA
- ⑬ ANDE
- ⑭ ESTACIONAMIENTO

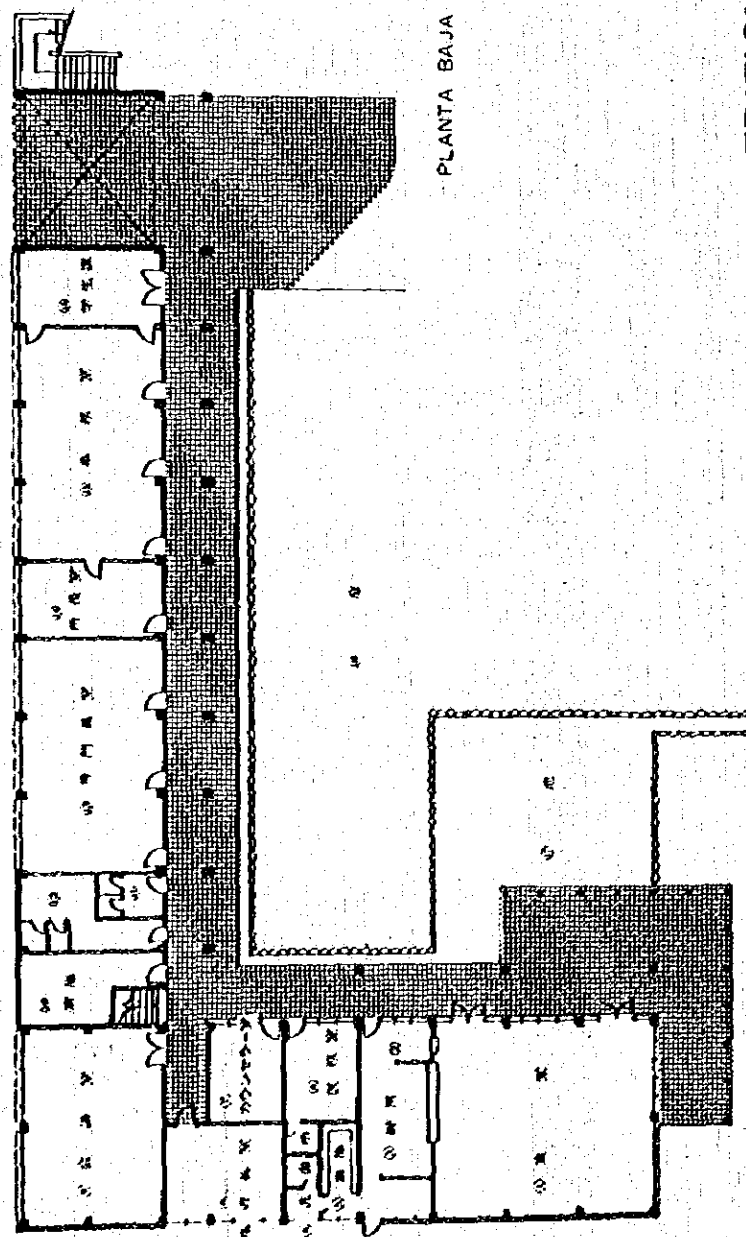




FACHADA SUR

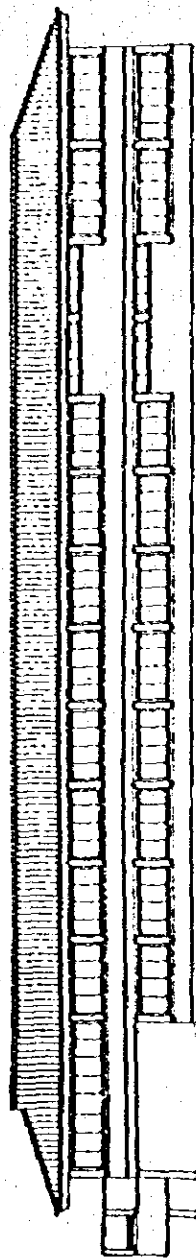


- 01 COMEDOR
- 02 LAVADO
- 03 COCINA
- 04 MEDICO
- 05 DEPOSITO
- 06 VESTUARIO
- 07 ORIENTADOR
- 08 PROFESORES
- 09 SALA DE REUNIONES
- 10 DEPOSITO
- 11 BAÑO ( DAMAS )
- 12 BAÑO PARA OFICINA ( CABALLEROS )
- 13 CONSEJERO Y ESPECIALISTA
- 14 DIRECTOR
- 15 OFICINA DE ADMINISTRACION
- 16 RECEPCION
- 17 POSOCIEGO
- 18 PASTO

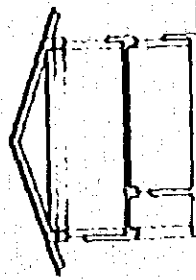


PLANTA BAJA

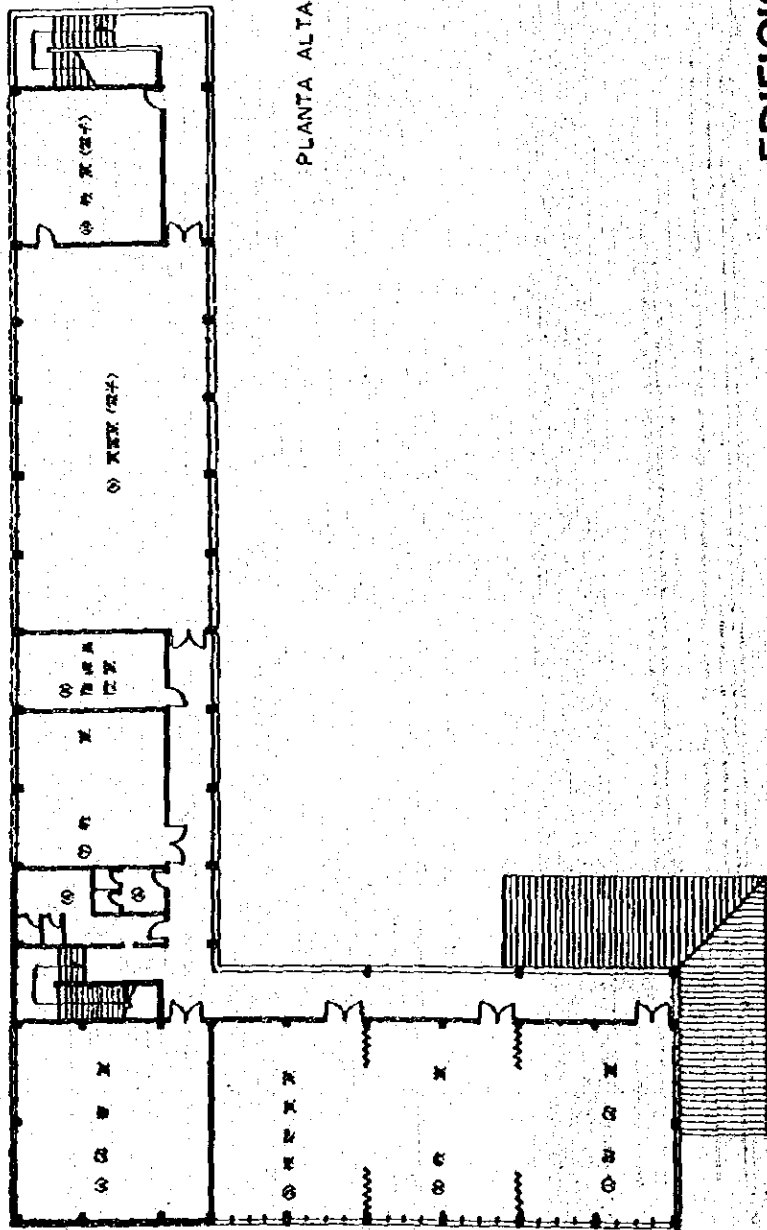
# EDIFICIO PRINCIPAL



FACHADA NORTE



CORTE



PLANTA ALTA

- ① DIBUJO
- ② AULA
- ③ EDUCACION AUDIOVISUAL
- ④ BIBLIOTECA
- ⑤ BAÑO ALUMNOS
- ⑥ BAÑO ALUMNOS
- ⑦ AULA
- ⑧ OFICINA DEL PROFESOR
- ⑨ PRACTICAS (ELECTRONICA)
- ⑩ AULA (ELECTRONICA)

# EDIFICIO PRINCIPAL

主たる供与機材

職種	機材名	仕様	数	備考
木工科	手押しかな盤	最大加工幅 300 mm	2	無償資金協力による購入分
	昇降傾斜盤	丸の径 355φmm	1	
	自動一面かな盤	最大加工幅 600 mm	1	
	角のみ盤	のみの大きさ 19 mm	1	
	横切装置付傾斜			
	丸のこ盤	丸のこ直径 355φmm	1	
	立軸ほぞ取り盤	最大加工幅 300 mm	1	
	帯のこ盤	のこ車の径 700φmm	1	
	かな刃研削盤		1	
	のこ軸移動横切	丸のこの径 405φmm	1	
	のこ盤			
	タブテーブル	最大加工幅 200 mm	1	
	あられ組子取り盤	〃 310 mm	1	
	木工旋盤	心間距離 1,220 mm	1	
	超硬刃物研削盤	被研削刃物の最大径 610φmm	1	
	木工用プレス	定盤寸法 1,200×2,400	1	
	立軸ベルトサンダー	ペーパー寸法 180×2,150mm	1	
ルーター	テーブル寸法 510×800mm	1		
自動送り目立て盤	目立て丸のこ寸法 152~610mm	1		
機械科	旋盤	センター間距離 550mm	8	無償資金協力による購入分
		〃 800mm	2	
	シェーパー	ストローク 550mm	1	
	立フライス盤	テーブル最大移動量 600(左右)×250(前後)×350(上下)	1	
	卓上ボール盤	振り 326mm		
	両頭グラインダー	といし径 255φmm	3	
	金切り弓のこ盤	切断能力 210×190 mm	3	
	平面研削盤	テーブル最大移動量 625(左右)×220(前後)	1	
	鍛造炉	重油燃焼	1	
	エアハンマー	容量 1/16 t pn	1	
	レパreshャー	切断能力 6 mm	1	
	ポータブル点接溶接機	容量 28KVA	1	
	動力シャワー	切断能力 1,280×65 mm	1	
	三本ローラー	ロール径105mm 長さ2,900mm 曲げ能力200mm	4	
	ACアーク溶接機	定格二次電流 250 A	1	
	溶接棒乾燥器	乾燥量 50kg	1	
	高速度といし切断機	といし径 405φmm	1	
円筒研削盤	センター間距離 450	1		
スポット溶接機	3~8KVA フトコロ長さ300mm	1		
ドリル研削盤	3~26mm 90~160°	1		
万能工具研削盤	センター間距離380mm 振り250mm	1		

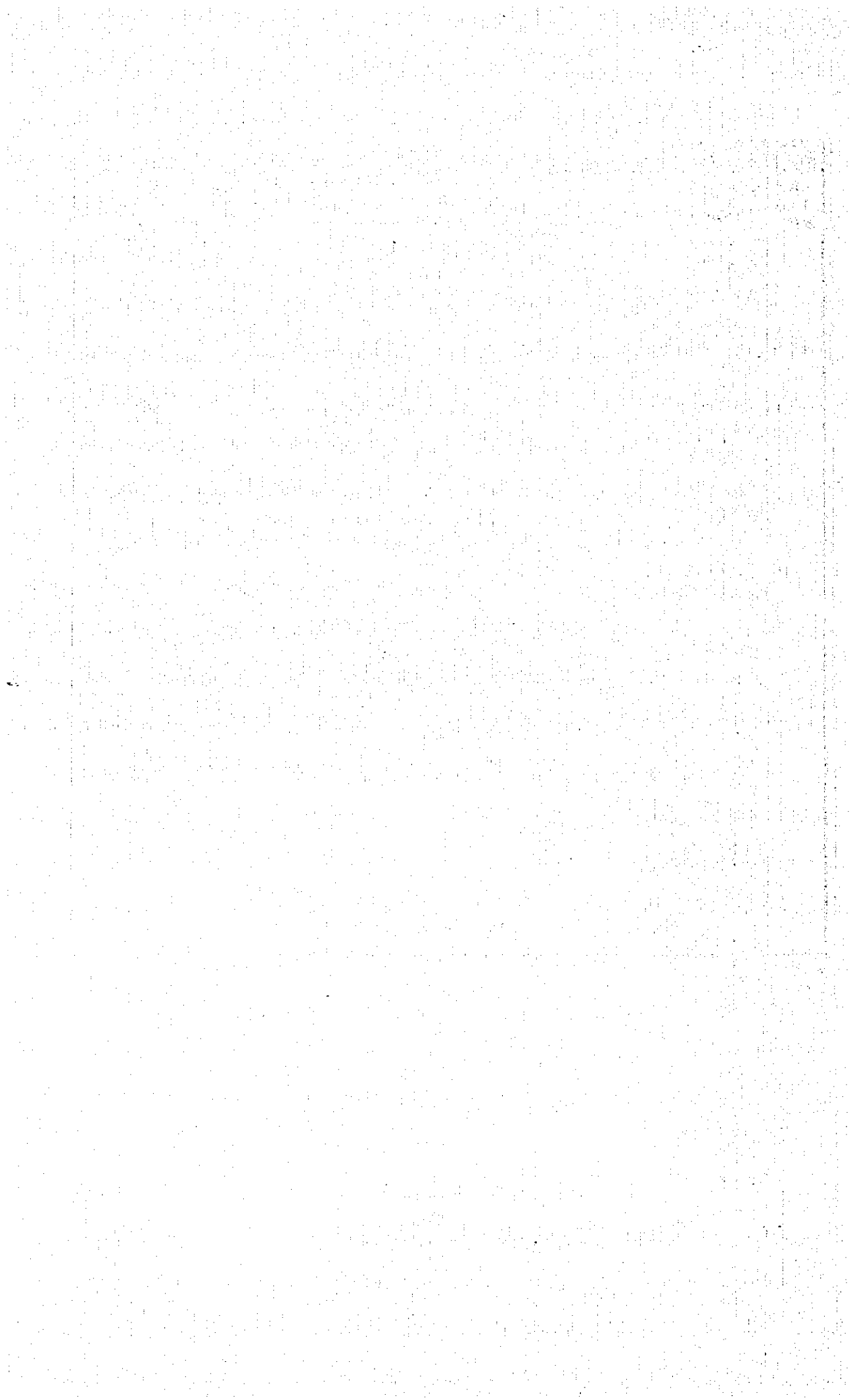


戦種	機 材 名	仕 様	数	備考
機械科	ニグリングマシン	切断能力 4mm フトコロ長さ 500	1	
	経手曲げ試験機	ローラー曲げを含む	1	
	木圧ポンプ		1	
	エアークンプレッサー	7~9kg/cm <sup>2</sup> 15~20KW	1	
	ホットシュット溶接機		3	
自動車整備科	ブレーキテスター	許容軸重 3,000kg	1	無償資金協力による購入分
	ヘッドライトテスター	測定距離 1mに於いて40,000cd	1	
	ホイールアライメントテスター	ビット形	1	
	サイドスリップテスター	許容軸重 3,000kg	1	
	スピードメーターテスター	〃	1	
	ターニングラジナスゲージ	ボータブル形	1	
	トーイングゲージ	測定トレッド 800~2,050mm	1	
	スチームクリーナー	吐出量 800L/H	1	
	カーウォッシャー	〃 20L/min	1	
	ポートパワー		1	
	オートリフト	6,000kg×1,500mm	2	
	パルプシートグラインダー	切削可能なシート径 28~60 φmm	1	
	パルプリフューサー	チャック適合径 6~14.5φmm	1	
	ブレーキライニング製替機	ボンディングオープン付	1	
	ブレーキドラム旋盤	切削可能なブレーキドラム径 130~380φmm	1	
	ブレーキドラムシューグラインダー	〃 150~410φmm	1	
	レギュレーターテスター			
	エンジンアナライザー	測定項目 コイル, コンデンサー, ドセルタコ, コンパクション, タイミングアドバンス, パキューム圧の6項目	1	
	シリンダーボーリングマシン	切削可能なシリンダー径 53.5~90φmm	1	
	シリンダーホーニングマシン	〃 54~110φmm	1	
	ピストンピンホールホーニングマシン	研削可能なピンホールの径 13~52φmm	1	
	ホイールバランス	測定可能なタイヤの径 2"×10"~10"×18"	1	
	カットエンジン	ガソリン 4シリンダー	1	
	カットシャーシ	乗用車用		
	ACアーク溶接機	定格二次電流 250A	1	
	直立ボール盤	穴開け能力 16φmm	1	
	油圧プレス	能 力 35 ton	1	
	赤外線乾燥スタンド	250W×24	1	
	噴射ポンプテスター			
	ガソリンエンジン	1,600cc~2,000cc 4シリンダー	5	
	ディーゼルエンジン	3,000~4,000cc 4シリンダー	2	
	石油エンジン	5ps 1シリンダー	1	
	ライトパン	キャブオーバータイプ 1,600~2,000cc	1	
	オートバイ	350cc~500cc 2シリンダー	1	
〃	50cc~90cc 1シリンダー	2		

職 種	機 材 名	仕 様	数	備 考	
自動車整備科	トラック	35ton~41ton積 11ton~15ton ガソリン車	1		
	トラクター		1		
	ティラー		1		
	ベビークレーン		2		
	電気科	M-G運転用配電盤	入力側 DC100V 出力側3φ 380V 50Hz		1
モーター運転用配電盤	入力側 380V 50Hz 3φ	1			
低圧用配電盤	入力側 220V 50Hz 1φ	1			
絶縁試験設備	入力 220V 50Hz 1φ 出力 0~50KV	1			
M-Gセット	モーター DC100V 2KW 1,500rpm ジュネレータ 380V 3φ 50Hz 2KW	1			
試験用トランス	1φ 220V 50Hz 5KVA	1			
整流器	シリコン自冷式 3φ 380V 50Hz 出力 0~110V 50A	1			
乾燥器	最高温度 200°C	1			
	巻線機(モーター用)		3		
	φ (トランス用)		3		
	発電機	380V 3φ 2~5KW	2		
	トランス	380V 3φ 10KVA	3		
	φ	220V 1φ 1KVA	5		
	モーター	380V 3φ 3~10KW	5		
	φ	220V 1φ 500KW	5		
	φ	220V 1φ ミン用	5		
	φ	380V 3φ 2~5KW	2		
	φ	DC 100V 2KW	2		
	発電機	DC 100V 2KW	2		
電子科	電圧調整機	3φ 20KW	2		
	φ	1φ 10KW	2		
	実習用低圧配電盤		2		
	実習用高圧配電盤		2		
	卓上旋盤				
	充電器	6, 12, 24V 30A	2		
	フットシャー	1.6mm × 800	1		
	教材用家電製品	洗濯機, ミキサー, 扇風機等			
	真空管電圧計	高圧プローブ付	5		
	CRジュネレータ	発振周波数 20~200KHz			
	安定化電源	1~30V 0~2A	5		
	シンクロスコープ	2現象 プローブ付	2		
	卓上ボール盤	振りφ326mm 穴あけ能力13φmm	1		
安定化電源	1~30V 0~2A	6			
シンクロスコープ	1現象	9			

職 種	機 材 名	仕 様	数	備考
電子科	ペンレコーダー		1	
	電子回路実験装置	ラジオ用 基本回路実験用	3	
	＊	8種類		
	デジタルトレーナー		11	
	半導体特性実験装置		1	
	テレビ実験装置	モノクロ用	5	
	TV	モノクロ用	5	
	ラジオ	短、中波、FM	11	
	TVキット		11	
	ラジオキット		11	
	テープレコーダー	カセットタイプ	11	
	テープデッキ	オープン 3モーター	2	
	＊	カセット	3	
	レコードプレーヤー	フイドラ式 1 ベルト式 1 DD方式 1	3	
	アンプ	2チャンネル 10~30KW×2	11	
	チューナー	AM FM	11	
	レシーバー	AM FM 10~30KW×2チャンネル	11	
	パターン発振器		6	
	AM用ラストオシレーター		6	
	FM 〃		6	
	IFスイープジェネレーター		6	
	AM・RFスイープジェネレーター		6	
	X-Yレコーダー		1	
スピーカー	人 力 10W~15W 〃 60W	20 6		
ひずみ率計		2		
配管・ 冷凍機 器科	エアコンディショナー	パッケージ形 380V 3φ ターリングタワー付 22KW	2	無償資 金協力 による 購入分
	冷蔵庫	家庭用 151ℓ	1	
	油圧管曲げ機	加工可能な最大パイプ径 50A	1	
	足踏シャー	最大加工板厚 1.6mm	1	
	管ねじ切り機	加工可能な最大パイプ径 15A~100A	1	
	管穴あけ機	ガス管用 20~50φmm	1	
	ACアーク溶接機	定格二次電流 250A	1	
	金切り弓のこ盤	切断能力 190×190mm	1	
	エアコンディショナー	ウィンドタイプ 1体形	5	
	冷凍機器ジュネレーター	特注品	1	
	管ねじ切機	15~100A	2	
	油圧管曲げ機	10ton 50A	1	
	直立ボール盤	40φmm	1	
	水圧ポンプ			
	エアコンプレッサー	7~9kg/cm <sup>2</sup> 1.5~2KW 1~2KW	1 5	

職 種	機 材 名	仕 様	数	備 考
配管・ 冷凍機 器科	小型冷凍機	1~2KW	5	
	コンプレッサーカット モデル	2種類		
	冷凍庫	1,000L~1,500L	1	
	真空ポンプ		1	
	ホットジェットウェルダー		3	
建築科	コンクリートミキサー	練り上がり量 4切 動力380V3φ モーター	1	無償資 金協力 による 購入分
	モルタルミキサー	練り上がり量 4切 動力380V3φモーター	1	
	ガソリンランマー	打撃数 550~700/min	1	
	砂ふるい機	寸法 1,100×600×750 動力220V1φモーター	1	
	鉄筋切断機	加工可能な最大径 19φmm 220V 1φ 0.5KW	1	
	鉄筋曲げ機	加工可能な最大径 6~19φmm 曲げR 15~92R 220V1φ 1.05KW	1	
	平板測量器		2	
	パイプレーター	振動部 28φ×374mm 電動 220V 1φ 0.5KW	1	
	携帯用コンクリートカッター	220V 1φ 1.1KW	1	
	ハンマー、ドリル		1	
	工事用リフト	200kg積	1	
	ベルトコンベアー	幅35cm×10m	1	
	ACアークウェルダー	250A	1	
	卓上ボール盤	13φ	1	
	鉄筋切断機		1	
	鉄筋曲げ機		1	
	ハンマー、ドリル		1	
	レベル		2	
	エアークンプレッサー	7~9kg/cm <sup>2</sup> 1~1.5KW	1	



## V 本プロジェクトに対する技術協力実行計画

### 1 日本政府のとるべき措置

#### (1) 日本人専門家の派遣

テナタティブスケジュールに従い合意をみた専門家を派遣する必要がある。

#### (2) 機材の供与

III-10 にリストアップされている訓練に必要な機材（パラグアイ政府が購入する分を除く。）を購送する必要がある。なお、各機材の購送時期については、訓練の効率的な実施について相当な配慮が払われ決定されなければならない。

#### (3) 訓練の開始

実施協議チームとパラグアイ政府との協議の結果、訓練は1979年4月に開始することとし関連する諸事項についての準備を行うことで合意に達したが、具体的な開始時期、1回目の訓練生の数（カリキュラム及び機材等は各科20人として策定されているが）については、日本人主席顧問及びパラグアイ政府プロジェクト関係者で協議して決定することとしている。

#### (4) パラグアイ人指導員の研修

本プロジェクトを効率的に運営し、技術協力本来の目的である技術移転を限られた協力期間内に達成するためには、パラグアイ人指導員の資質の向上について十分な配慮が払われなければならない。このためには、本センター内で行う日本人の指導、研修のみでは十分といたがたく、パラグアイ人指導員を、研修施設、各種教育機器等が十分に整備された日本に受入れ、十分な研修を行う必要がある。これら業務を実施するにあたっては次の点に留意する必要がある。

イ 各担当分野（木工、機械加工・仕上げ、板金・溶接・鍛造、自動車整備（エンジン）、自動車整備（車体）、屋内配線、電気機器修理、電子、配管、空調冷凍機器修理、建築等の11分野）について1名以上受入れること。

ロ 日本人専門家の指導、研修を効率的に行わしめるため、単に機械の操作、教科編成、指導方法等訓練実施に必要な事項に留まらず、日本語研修も行うこと。

ハ 年度別の受入人数、時期、期間については、合意をみたテナタティブスケジュールによること。

なお、実施協議チームは、78年度受入れ予定のパラグアイ人指導員5名と面談する機会を持得たので、その内容を資料として添付しておく。

また、本センターの管理運営に万全を期すため、指導員のみならず、これら担当者についても、日本に受入れ必要な事項についての指導・研修を行う必要があると思料される。

## 2. パラグアイ政府のとるべき措置

### (1) 土地の確保及び施設の建設

署名された討議議事録に従い、パラグアイ政府は本プロジェクトに必要な土地の確保、施設の建設を行わなければならない。土地は、従来運営してきたE. T. Vの後地（約16,000 m<sup>2</sup>）を使用するため問題はなく、施設の建設についても前述したとおり日本の無償資金協力により1979年2月竣工を目標として建設するため問題はない。ただパラグアイ政府は電力給供設備、廃水設備の整備等を負担しなければならないが、1978年度予算として別添資料として掲載するとおりの予算を確保している。

### (2) 訓練機材及び運営費の負担

訓練に必要な機材（日本の供与の対象となるものを除く。）及び現地語教科書はパラグアイ政府が負担しなければならない。実施協議チームはパラグアイ政府に次表にリストアップされた機材、備品を訓練開始までに調達するよう勧告し、パラグアイ政府もこれらを調達する十分な経費を、1978年度予算として計上している。

パラグラフアイ文部省が措置すべき備品 1

職 種	項 目	教室用備品		指導員室用備品		作業台		工作機械の台等			
		生徒用机・いす	黒板	指導員用机・いす	机・いす・本立て	黒板	ロッカー	大 小	大 小	大 小	
木 工 科		20	1	1	5	1	5	1,000 × 2,000	10	700 × 900 × 500	1
		20	1	1	5	1	5	1,000 × 2,000	5	1,000 × 2,000 × 500	2
			1	1				1,000 × 2,000	3 いす10		
自動車整備科		20	1	1	6	1	6	1,000 × 2,000	6	1,000 × 2,000 × 750	1
		20	1	1	4	1	4	1,000 × 2,000	8	700 × 900 × 500	1
電 気 科		20	1	1	3	1	3	900 × 1,200 いす	20 20	1,000 × 2,000 × 500	2
		20	1	1	5	1	5	1,000 × 2,000	5	1,000 × 2,000 × 750	3
配管・冷暖機器科		20	1	1	3	1	3	1,000 × 2,000	5		
		20	1	1	3	1	3	1,000 × 2,000	5		
建 築 科		20	1	1							
		20	1	1							
本館教室A		20	1	1							
		20	1	1							
孔 聴 覚 教 室		20	1	1							
		20	1	1							
製 紙 室	大きさ 900 × 1,200	20	1	1							
日 本 人 専 門 教 室					13	1	13				

その他 各実習場工具室には工具棚を充分に設ける。



パラグアイ文部省が措置すべき訓練用備品 2

職 種	備 品 名
木 工 科	のこぎり, かんな, のみ, といし, 測定具等の木工用手工具
自 動 車 整 備 科	中古普通乗用車 1,600cc ~ 2,000cc 2台
	中古ガソリンエンジン 1,600cc ~ 2,000cc 2台
	中古ディーゼルエンジン 2,000cc ~ 4,000cc 2台
電 気 科	中古モーター 1HP 程度 5台
	中古トランス 10 KVA 程度 5台
	中古洗濯機 1台
	中古扇風機 2台
	屋内配線練習板 (4人用) 3台
電 子 科	中古ラジオ 3台
	中古テープレコーダー 2台
	中古TV 3台
配 管 冷 凍 機 器 科	中古ウインドタイプクーラー 3台
	中古冷蔵庫 100ℓ程度 2台
	中古大形冷蔵庫 1,000ℓ 1KW程度 1台
	厨房機器
	衛生器具(便器, 洗面器等)
	木工用手工具
建 築 科	木工用手工具

なお、消耗品等については、既に77年5月専門家チームがパラグアイ側に説明しているところであり、パ側は専門家の赴任後直ちに協議のうえ、これらを購入することとした旨回答した。

(3) 指導員及び職員の確保

パラグアイ政府は、合意されたランタティブスケジュールに基づいて本プロジェクトの運営に必要な指導員及び職員を確保しなければならないが、その方法等については、III-7のとおりであるので十分な措置が期待し得る。

## Ⅵ アスンシオン市における生活事情

生活事情一般については、53年2月「パラグアイ職業訓練センター技術協力専門家チーム報告書」を参考にして頂くこととして、ここでは調査活動中に得た情報についてのみ報告する。

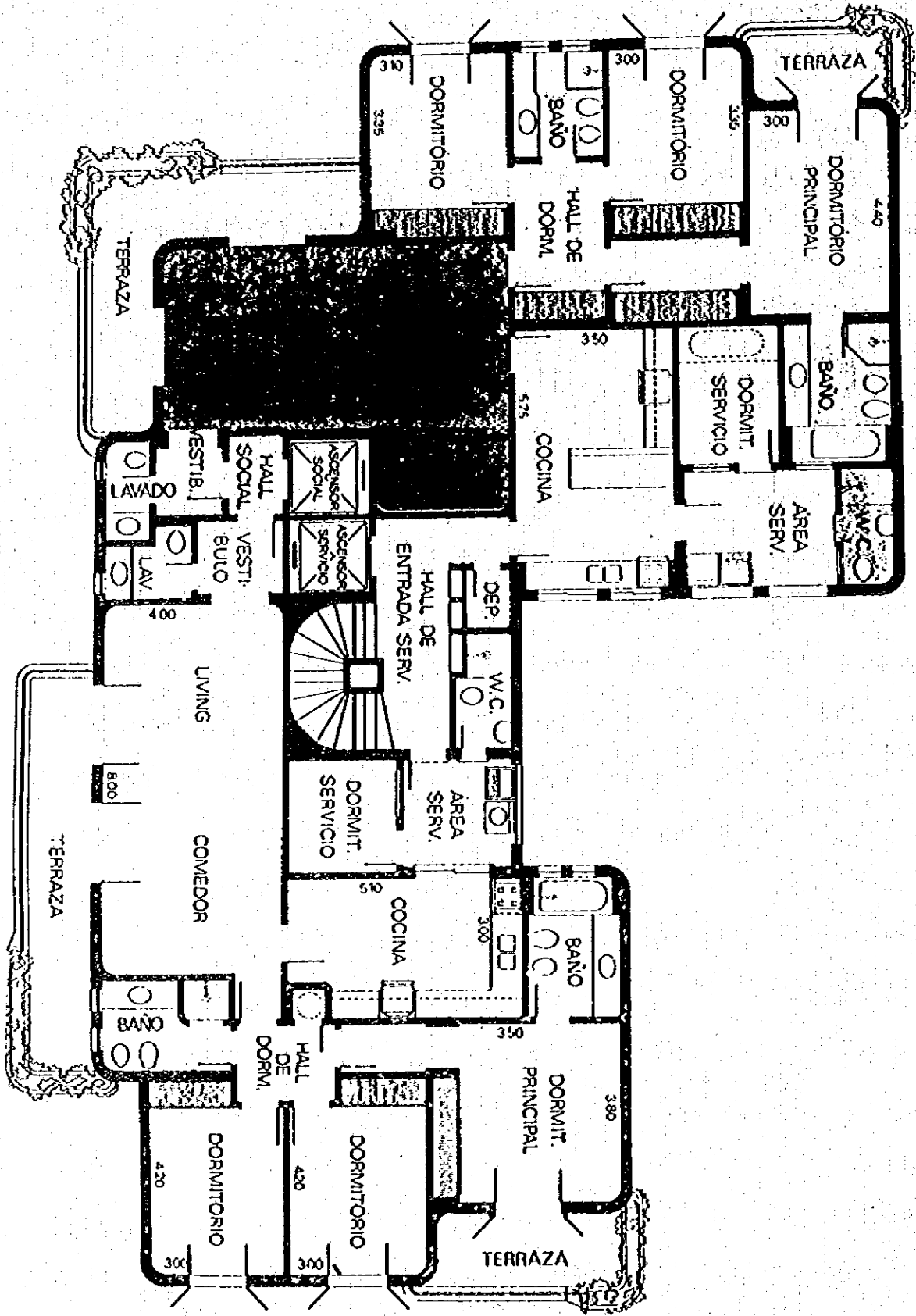
### 1) 住宅事情

本チームは、新聞並びにエージェントを使い住宅事情を調査したが、入手は比較的容易であると思われる。契約条件は、通常1年契約で1ヶ月の保証金の支払及び毎月家賃の前払とすることである。

チームが見た家は、ほとんどプール付の家で家賃は400ドル～500ドルであった。

エージェントによっては、礼金を要求するものもあるが通常は、家主がこれを負担しているので、要求された場合は、交渉する必要がある。プールについては、管理が大変とのことであるので借上する場合は、この点も考慮されることをおすすめする。

新しいマンションの平面図を入手したので参考にされたい。これは1フロア-2軒分の平面図である。一戸建の家



## 2) 車の購入について

日本人専門家は1家族につき1台が免税で輸入できるが、実際には、パ国内の自動車販売会社より、免税手続の上購入するのが適当と思われる。

調査チームは、トヨタの現地販売会社トヨトンを訪問し次のとおり話を聴取した。

① 車の価格	GIFアスンシオン(G)(USドル)	課税後(G)
パブリカ	625,380 (4,963)	932,000
カローラ(セダン)	754,400 (5,987)	1,299,000
# (S/W)	797,600 (6,330)	1,355,000
# (L/B)	826,700 (6,561)	1,417,000
コロナ(1600cc)	896,700 (7,116)	1,509,000
# (S/W)	941,200 (7,469)	1,612,000
セリカ	1,138,000 (9,031)	1,940,000

注) GIFアスンシオンは税金を含まない価格で日本人専門家の購入価格となる。  
単価Gはガラニーである。

## ② 購入手続

販売会社より購入希望車種の見積を受け免税手続を書類で(1~2ヶ月要す)行ない、許可後販売会社にUSドルで支払うことになる。なお納期は、港にある場合は即納できるが、現在クラウンは3ヶ月はかかっているとのことなので希望車種の納期の確認を要する。又、通関手数料は専門家負担となるが、パブリカ・コロナクラスで200USドル、クラウンクラスで300USドルとのことである。

## ③ その他

車の購入に当って注意しなければならないのは、帰国時に売り易い車種を買うことである。参考迄にパブリカの3年使用後の売価は、550,000ガラニー程度とのことである。トヨタの保証期間は、10,000Kmあるいは6ヶ月のいずれか早い方だとのこと、又保険については、具体的に金額は聴取できなかったが、加入されることを勧めたい。

## 3) 子女教育について

アスンシオン市には日本人長期滞在者子弟教育のため三育学園内に海外補修校が設けられており現在小学生11名が学んでいる。

その概要は53年2月「専門家チーム報告書」に述べてあるので参照されたい。

本チームは三育学園院長の榮田祐司氏いづみ(住所: CAACUPE 440 ASUNCION, 電話: 21176)を訪問したところ、次の様な要望があったので報告する。

1) 入学時に健康診断書及び成績表を提出されたい。

2) 現在の教員の数から、高校生の教育は困難である。やむを得ず同伴される場合は一年落

第の覚悟が必要である。

- 3) 中学生に対しても十分な教育はできぬが、家庭教師的になら可能と考えられる。
- 4) アメリカンスクール及び現地の学校に入学した場合は、三育学園における補修は行なわない方針である。
- 5) パラグアイ職業訓練センター専門家子女の学年別人数をできる限り早く連絡して欲しい。もちろん学期半ばの入学も許可致したい。
- 6) 参考図書等少ないので日本出発前に通信教育の検討もされることを勧めたい。できるならば、図書類の援助をお願いしたい。

以上栄田氏の話より、中学生以上の子女は、教育上日本に残すのが望ましいと思われる。なお、三育学園では、保育園もあり、子供達がのびのびと遊んでいた。保育園は、入園金 1,000 ガラニー、1月授業料 2,000 ガラニーでスクールバス利用者はこの他に 2,000 ~ 2,500 ガラニーを要するとのことである。

#### 4) 日本食レストラン

アスンシオン市には一軒だけであるが、「内山田」レストランという日本食堂がある。本チームも時々利用したが、新鮮なさしみ迄が食べられるのには驚かされた次第である。

アスンシオン在住の日本人が集まっており、この内山田で食事をしている限り、日本にいる錯覚に落入る程である。

又、中華レストランも数軒有、食事には、困らない。

参考迄に「内山田のメニュー」を参照されたい。

### 「内山田」レストランメニュー

#### テーブル・サービス

A	す	き	焼	400			
B	しゃ	ぶ	しゃ	ぶ	400		
C	ち	り	鍋	450			
D	水	炊	き	400			
E	鉄	板	焼	400			
御定食	1	定	食	(松)	400		
	2	定	食	(竹)	300		
	3	お	刺	身	定	食	350
	4	天	ぶ	ら	定	食	400
	5	豚	カツ	定	食	250	

	6	焼肉定食	280
	7	おにぎり定食	200
	8	にぎり寿司	450
	9	海苔茶漬け	180
	10	鯛茶漬け	200
御飯物	11	焼飯	200
	12	チキンライス	200
	13	オムライス	230
	14	ハヤシライス	200
	15	カレーライス	200
丼物	16	親子丼	200
	17	カツ丼	200
	18	天丼	300
	19	すき焼丼	180
	20	玉子丼	150
めん類	21	鍋焼うどん	200
	22	素うどん	150
	23	月見うどん	180
	24	きつねうどん	180
	25	天ぷらうどん	300
	26	カレーうどん	200
	27	焼そば	200
	28	そうめん	200
	29	盛そば	200
	30	冷し中華そば	200
	31	ラーメン	200
魚料理	32	刺身	250
	33	海老フライ	450
	34	魚フライ	200
	35	焼魚	250
	36	煮魚	250
	37	魚照り焼	260
	38	いか照り焼	250

39	た	こ	刺	身	300		
40	ビ	フ	テ	キ	230		
41	豚		カ	ツ	180		
42	牛		カ	ツ	180		
43	ポ	ー	ク	ソ	テ	イ	180
44	ビ	ー	フ	ソ	テ	イ	180
45	し	ょ	う	が	焼	(豚)	180
46	し	ょ	う	が	焼	(牛)	180
47	オ	ム	レ	ツ	100		
48	玉		子	焼	100		
49	茶	碗	蒸	し	130		
50	野	菜	い	た	め	170	
51	酢		の	物	80		
52	野	菜	サ	ラ	ダ	100	
53	冷			奴	100		
54	湯		豆	腐	150		
55	川			菜	100		

#### BEBIDAS

##### Gaseosas

Gaseosas sin alcohol 25 Gs.

Cerveza Nacional 75 Gs.

Cerveza Argentina 75 Gs.

Cerveza Brasileira 75 Gs.

Cerveza Alemana

##### Vinos

Selecto 120 Gs.

San Felipe Borgona 450 Gs.

San Felipe Blanco 3/4 450 Gs.

Santa Silvia Tinto 400 Gs.

Santa Silvia Rosado 400 Gs.

Santa Silvia Blanco 450 Gs.

Marquez de Nevado Tinto	450 Gs.
Marquez de Nevado Rosado	450 Gs.
Marquez de Nevado Blanco	400 Gs.
Undurraga Tinto	480 Gs.
Undurraga Rosado	480 Gs.
Undurraga Blanco	480 Gs.
Rómeral Tinto	480 Gs.
Rómeral Rosado	480 Gs.
Rómeral Blanco	480 Gs.

#### Licores

Sake	200 Gs.
Johnnie walker E. Negro	160 Gs.
Johnnie walker E. Rojo	120 Gs.
Chivas Regal	180 Gs.
Old Pars	160 Gs.
Suntary Old	120 Gs.
Suntary Royal	180 Gs.



5) パラグアイ国の主な祝日

- 1月 1日 新年 (Ano Nuevo)
- 2月 3日 サンブラスの日……………パラグアイ守護神の日
- 3月 1日 英雄の日……………三国戦争においてマリスカル・ロペス大統領が名誉の戦死をとげた日, 1870年3月1日
- 4月 7日 健康の日……………国連の世界保健機構の1員として祝う
- 14日 アメリカの日……………米州機構(OEA)の1員として祝う
- 中旬 復活祭……………キリスト教国として全面的に盛大な行事が行なわれる
- 23日 言葉の日……………スペインの作家ミゲルの命日。スペイン語の他にグアラニー語使用のため祝う。
- 30日 教師の日……………偉大な教師の業績を偲び感謝と尊敬を捧げる日
- 5月 1日 労働の日……………世界の労働者の祭日
- 14・15日 独立記念日……………1811年スペイン植民地から脱し,パラグアイ独立の日
- 15日 母の日……………母に対する感謝の日
- 6月 12日 平和の日……………1932年チャコ戦争終結の日
- 19日 樹木の日……………森林愛護の日
- 7月 24日 故マリスカル・ロペス……………第2代大統領マリスカル・ロペス大統領の誕生を記念した日  
大統領誕生記念日
- 8月 14日 国旗の日……………1842年8月16日制定された現在の国旗を祝う日(アスンシオン建設記念日と重なるため前日に行なう)
- 15日 アスンシオン建設の日……………1537年8月15日のアスンシオン建設を祝う日
- 16日 子供の日
- 9月 10日 カルロス・アントニオ……………第一代大統領カルロス・アントニオ・ロペス大統領の命日  
ロペス大統領の命日 (1862年9月10日)
- 21日 生徒の日
- 29日 ボケロンの日……………チャコ戦争
- 10月 5日 道路の日……………パラグアイ開発のため道路の意義を強調したもの。
- 12日 アメリカ大陸発見の日……………コロンブスの大陸発見の日(1492)
- 24日 国連の日
- 11月 1日 諸聖人の日
- 12月 8日 カアクベの聖母の日……………カアクベ(アスンシオンより45Km)にある聖母祭の日
- 25日 クリスマス